閲覧用

長期未整備公園緑地の
都市計画の見直しの方針と整備プログラム

平成２０年３月

名古屋市住宅都市局・緑政土木局

目次

Ⅰ．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ．都市計画公園緑地について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

Ⅲ．長期未整備公園緑地の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

１．長期未整備公園緑地とは
２．長期未整備公園緑地の現況
３．これまでの取り組みとその課題

Ⅳ．長期未整備公園緑地への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

１．都市計画の見直しと整備プログラムの策定の必要性
２．基本的な考え方
３．都市計画の見直しの検討
４．整備プログラムの策定

Ⅴ．個別公園緑地の都市計画の見直し検討区域と
整備プログラム（事業着手時期）　・・・・・・・・　２７

Ⅵ．検討経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

Ⅶ．今後のスケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

Ⅰ．はじめに

本市では、都市の基盤施設として環境を向上させ、災害時には避難地や活動拠点となる公園緑地の整備に努めております。都市計画公園緑地は、都市の将来像を実現するために長期的な視点から、その区域をあらかじめ都市計画に定め、順次事業に取り組んでまいりました。

しかし、現在の都市計画公園緑地の整備が完了するには、今後も多大な資金と時間を要するため、事業着手の目途がたたず、関係権利者の方々をはじめとする皆さまに多大なご迷惑をおかけしている状況にあります。

公園緑地の計画区域内にお住まいの方からは、事業着手予定時期を示していないことにより「移転に対する不安」や「建て替えの判断ができない」、土地をお持ちの方からは「土地利用や売買の予定が立たない」などの声が寄せられています。一方、市民の皆さまからは、公園の「早期整備」や「樹林の保全」、整備前の公有地について「除草や清掃などの適正な管理」、「事業化に先駆けた利用」などについて要望をいただいております。

そこで今回、上記のような情勢を踏まえ、長期間未整備となっている都市計画公園緑地の見直しの考え方を明らかにするとともに、これらの公園緑地の事業について、先々の目安としていただけるよう 10 年を単位として、事業着手時期の目途を示すこととしました。

Ⅱ．都市計画公園緑地について

(1) 公園緑地の役割

都市化の進展とともに樹林地や農地の宅地化が急速に進み、民有の緑とオープンスペースが大幅に失われていく中で、都市における公園緑地が果たす役割はますます大きくなってきています。一般的に公園緑地には以下のような機能を担っています。

表－１　公園緑地の機能

機　　能	内　　容
都市環境を改善する	・　気温調節に優れ、ヒートアイランド現象を緩和します ・　汚染物質の吸収・吸着による大気浄化や水質浄化、騒音・振動の防止に寄与します ・　生物の生息地や移動の回廊となるなど、都市における生物の多様性を確保します
都市の安全性･防災性を高める	・　延焼を防止し、災害時の避難路・避難場所となり、人命や財産を守ります ・　水源の涵養や雨水の浸透により、水害を未然に防ぎます
美しい都市景観をつくる	・　人工的で硬いイメージになりがちな都市景観に、うるおいと美しさをもたらします ・　地域の自然条件や歴史・文化に応じて個性的な景観を生み出し、ふるさと意識の醸成やコミュニティの形成に寄与します
健康・レクリエーションの場を提供する	・　市民生活に休息、散策、スポーツ、遊びなど健康活動や野外レクリエーションの場を提供します
ふれあいの心と安らぎを与える	・　人々に安らぎや豊かさ、季節感を与えてくれます ・　都市生活の中に生き物や自然環境に対する興味をもたらします ・　花づくりを通じた交流など、人と自然、人と人とのふれあいの輪を広げます

(2) 公園緑地を都市計画に定める意義

公園緑地や道路を始めとする都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するために必要な施設ですが、都市施設を都市計画に定めることについては、以下のような意義があります。

① 都市施設の整備に必要な区域をあらかじめ都市計画で明確にすることにより、長期的視点から計画的な整備を展開することができます。
② 都市内の土地利用や、各都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができます。
③ 将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く市民の皆さまに明確に示すとともに、開かれた手続きにより地域社会の合意形成を図ることができます。

備考　都市計画運用指針を基に作成

(3) 都市計画公園緑地の種別

都市計画公園緑地は、その機能に応じて表－２に示すような種別に分類されます。

表－２　都市計画公園緑地の種別

施設の種類		種別	機能の内容	標準規模
公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha を標準
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha を標準
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha を標準
	都市基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	おおむね 10ha 以上
		運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	おおむね 15ha 以上
		広域公園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	おおむね 50ha 以上
		特殊公園	（ア）主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 （イ）動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園	
緑地			主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	

備考　都市計画運用指針等を基に作成

(4) 標準的な都市計画公園緑地の配置方針

公園緑地の配置は、各公園緑地の機能が総合的に発揮されるように定めることが望ましく、また、配置にあたっては自然地の分布や土地利用、交通系統等の現況及び計画を勘案し、以下に掲げるような配置の考え方に基づいて行っています。

表－３　公園の配置の考え方

種別		配置の考え方
街区公園		誘致距離 250m を標準
近隣公園		誘致距離 500m を標準
地区公園		誘致距離 1km を標準
総合公園		原則として、一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置
運動公園		原則として、一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置
広域公園		一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置
特殊公園	風致公園	樹林地、湖沼、海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置
	動物公園 植物公園	気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置
	歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置

備考　都市計画運用指針等を基に作成

表－４　緑地の配置の考え方

緑地の機能分類	配置の考え方
主として都市景観の向上に資する緑地	市街地内の道路、鉄軌道の沿線、公共公益施設、歴史的建造物等の周辺並びに景観構成上必要とされる丘陵地、傾斜地等顕著な土地を選定して配置
現に存する樹林地等の保全を目的とする緑地	良好な自然的環境を形成する樹林地、水域及び水辺地、草地、湿原、岩石地、貴重な動植物の自生地、生息地、飛来地、分布地及び文化的遺産の分布地等の土地に配置
主として緩衝の用に供する緑地	工業地、幹線道路、鉄軌道、空港、供給処理施設等と住宅地、商業地等が隣接する地域において、公害の緩和、災害の防止等の目的に応じた緩衝地帯として有効に機能しうるよう配置
主として遮断の用に供する緑地	市街地の周辺及び市街地間において市街地の無秩序な拡大若しくは連担の防止に資するよう配置
河川の区域を対象とする緑地	都市における緑地の系統的な配置の一環となる河川、又は良好な自然的環境を有する河川及びレクリエーション利用が可能な河川等を選定して配置
緑道	公園、広場、駅及び学校、商業地及び避難地等を相互に連絡し、又は河川、水路及び道路等に沿った快適安全な通行・散策路等として、併せて災害時における避難誘導路として有効に機能するように配置

備考　都市計画運用指針等を基に作成

図－１　都市計画公園緑地の配置モデル図

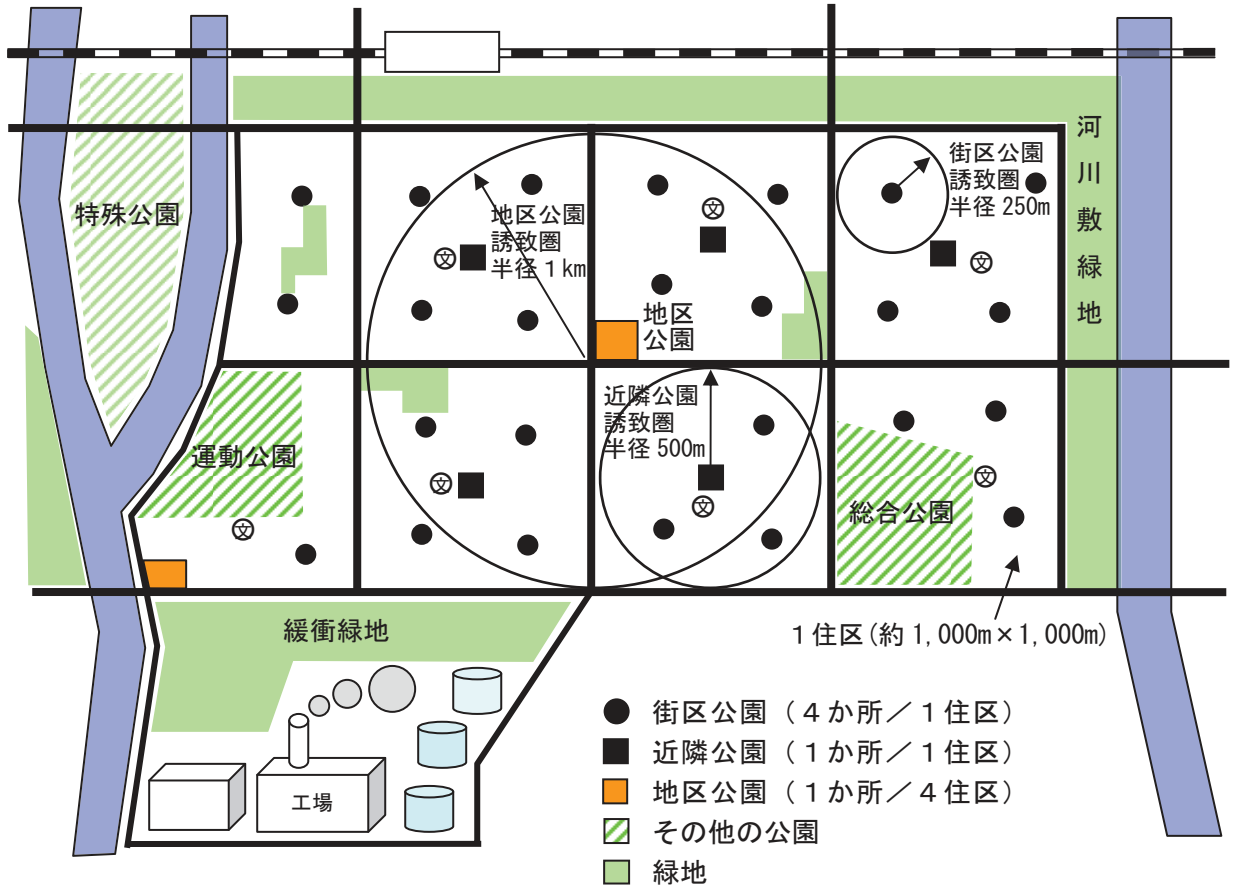

Ⅲ．長期未整備公園緑地の現況

１．長期未整備公園緑地とは

都市計画決定された公園緑地を市民の皆さまに利用していただくためには、計画区域内の用地を取得し、公園施設の整備を行う必要があります。しかし、用地取得には多額の費用を要するために長期間事業に着手していない、もしくは着手していても用地取得等が進まないなどの理由により、整備されていない都市計画公園緑地があります。

このように、公園緑地や道路などの都市計画決定された施設が長期間未整備となっている問題は、全国的に多くの自治体が抱える都市計画の重要な課題です。

本案で対象としている長期未整備公園緑地は、名古屋市が事業を行う公園緑地で、都市計画決定後長期間経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している公園緑地です。名古屋市内で都市計画決定しているおよそ 2,800ha の公園緑地の内 1,150ha が対象となります。

長期未整備公園緑地とは

名古屋市が事業を行う公園緑地で、都市計画決定後長期間経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地

図－２　都市計画公園緑地の整備の流れ

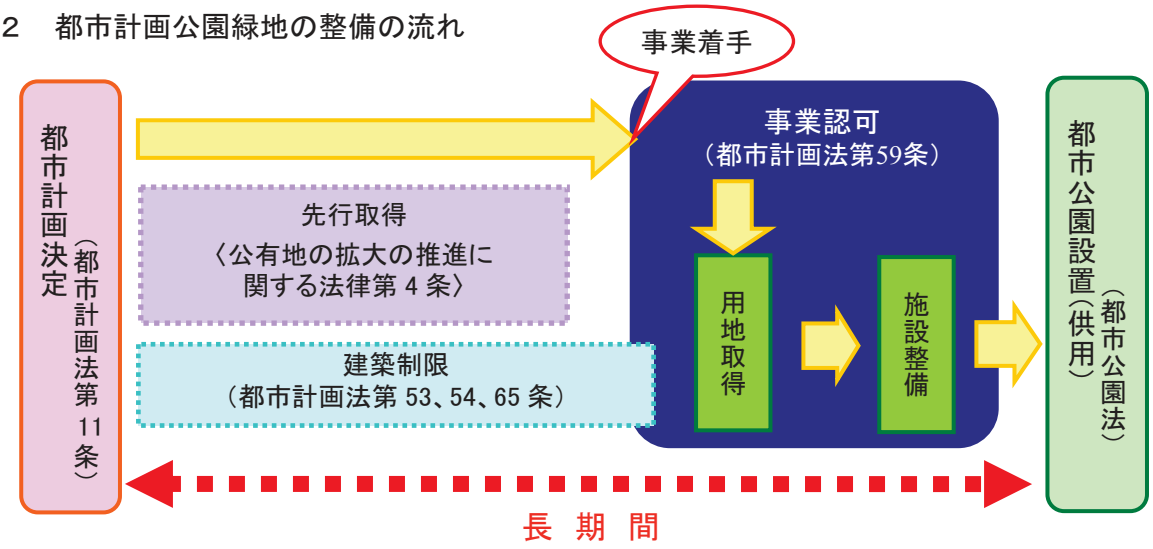

都市計画決定	都市計画法に基づき、公園緑地の名称、種別、区域などを定めます。
先行取得	土地所有者の方々は、事業着手に先立ち、所有する土地を買い取るよう申し出ることができます。
建築制限	都市計画決定された区域内では建築の制限がかかり、建築物を建築する場合には、許可が必要となります。
事業認可	都市計画の手続きでは、通常、県知事の認可を受けて事業着手しています。事業に着手すると、関係権利者の方々と用地交渉をさせていただき、取得できた用地がまとまると、公園施設を整備します。
都市公園設置	整備が進み、公園として利用できる状態となったところから都市公園として供用しています。

都市計画公園緑地事業の経過

名古屋市の公園の都市計画は大正 15 年に決定された 24 箇所が最初であり、緑地については昭和 15 年に戦時下の影響から防空緑地として 7 箇所が都市計画決定されたものが最初です。昭和 22 年には戦災復興計画の一環として公園計画をいったん廃止し、新たな都市計画として 31 箇所を都市計画決定しました。その後、昭和 33 年、40 年、41 年の市域の拡大時には従来の都市計画を全市的に見直し、現在の都市計画公園緑地の骨格ができあがっています。

一方、都市計画事業としての公園事業は昭和 12 年、瑞穂公園が最初ですが、それまでにも土地区画整理事業から多くの公園用地の寄付を受け、公園整備を行ってきました。戦後は高度経済成長政策のもと、道路や下水道整備に公共投資の重点が置かれるとともに、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけては土地区画整理組合から移管を受けた数多くの公園用地の整備並びに公有水面の埋め立て地や河川敷の公園整備に重点が移り、さらに、平成元年の市制 100 周年関連事業として名城公園の再整備や公園整備を進めてきました。

２．長期未整備公園緑地の現況

市内にある40の長期未整備公園緑地の中には、計画された区域内の大部分を既に公園として利用いただいているものがある一方で、全く事業に着手しておらず、大部分が民有地となっている公園緑地があります。長期未整備公園緑地の現況としては全体面積 1,150ha のうち、概ね 3/4 は公有地化が進んでいます。残る 1/4 にあたる民有地(294ha)のうち、宅地化された土地と樹林地など緑として残されている土地は、概ね半々となっており、樹林地の宅地化が懸念されます。

図－３　長期未整備公園緑地の現況

平成 19 年 4 月 1 日現在

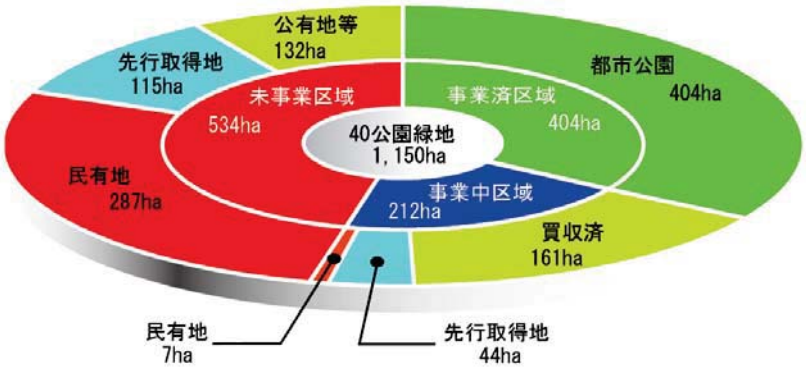

図－４　長期未整備公園緑地の配置

名古屋市では５年ごとに緑被率（市内がどれだけの緑で被われているか）調査を行っています。

左図は平成 17 年度の調査結果ですが、市域のほとんどが市街化している名古屋市では、まとまった緑の（樹林地）の多くが長期未整備公園緑地や都市公園内の緑となっています。

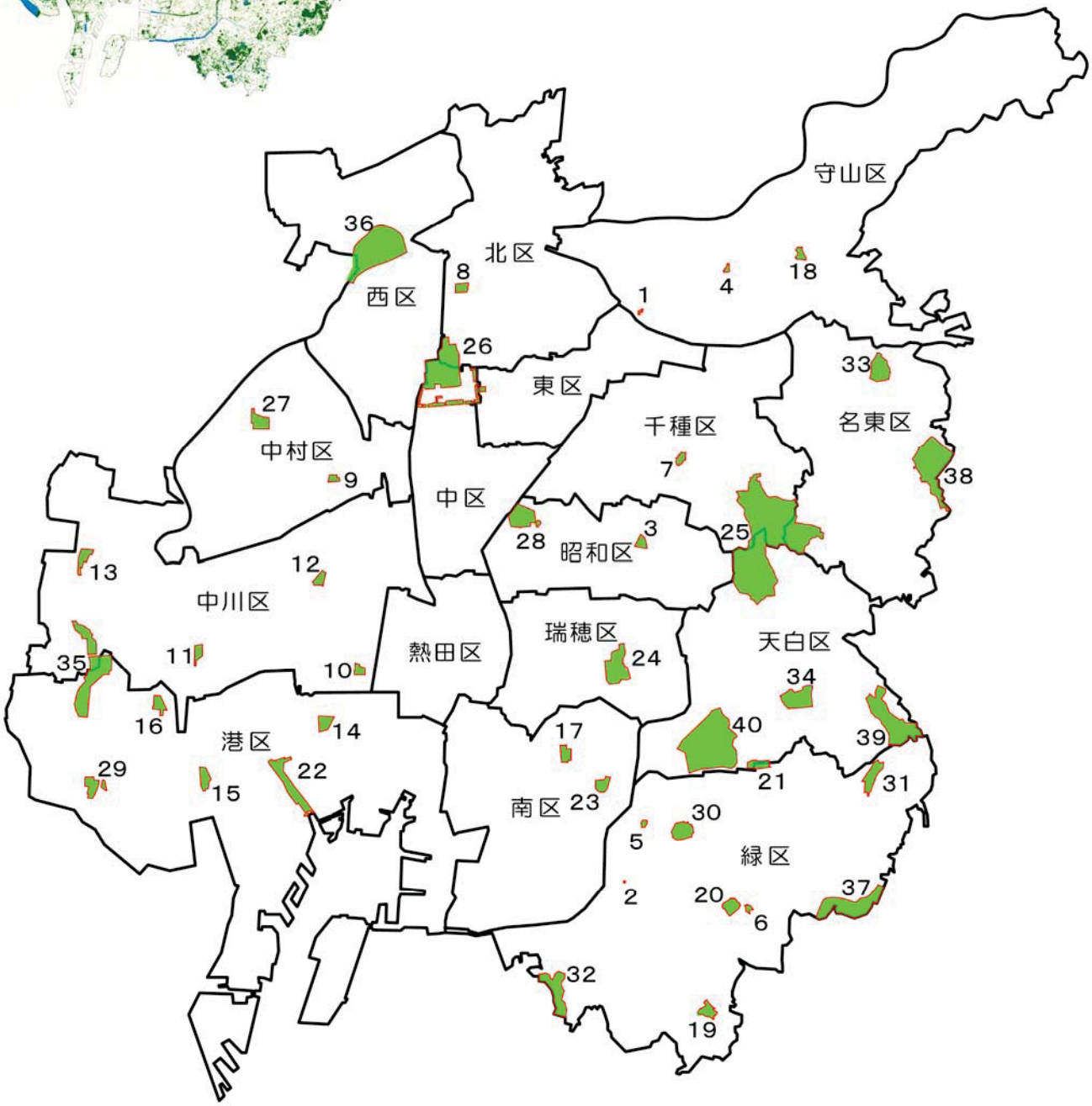

表－５　長期未整備公園緑地一覧表

番号	種別	公園名	都計年月日	計画面積 ha
1	街区	宝勝寺公園	S40.1.27	0.92
2	街区	汐田公園	S33.3.14	0.12
3	近隣	川名公園	S22.5.6	3.9
4	近隣	北屋敷公園	S40.1.27	2.0
5	近隣	千句塚公園	S40.1.27	2.0
6	近隣	鳴海公園	S40.1.27	2.2
7	地区	城山公園	S22.5.6	4.6
8	地区	志賀公園	S22.5.6	5.2
9	地区	米野公園	S22.5.6	4.7
10	地区	昭和橋公園	S22.5.6	4.9
11	地区	松蔭公園	S22.5.6	5.4
12	地区	松葉公園	S22.5.6	5.6
13	地区	富田公園	S33.2.15	8.9
14	地区	土古公園	S22.5.6	7.9
15	地区	多加良浦公園	S22.5.6	8.5
16	地区	船頭場公園	S33.2.15	8.7
17	地区	呼続公園	S22.5.6	7.8
18	地区	大森公園	S40.1.27	5.5
19	地区	桶狭間公園	S41.10.13	8.3
20	地区	細根公園	S40.1.27	9.9

番号	種別	公園名	都計年月日	計画面積 ha
21	地区	戸笠公園	S40.1.27	8.9
22	特殊	荒子川公園	S54.3.23	29.6
23	特殊	笠寺公園	S22.5.6	8.7
24	運動	瑞穂公園	S22.5.6	33.2
25	総合	東山公園	S22.5.6	261.8
26	総合	名城公園	S22.5.6	85.5
27	総合	中村公園	S22.5.6	13.6
28	総合	鶴舞公園	S22.5.6	24.4
29	総合	新茶屋川公園	S33.2.15	12.0
30	総合	新海池公園	S33.3.14	15.2
31	総合	熊野公園	S40.1.27	16.5
32	総合	氷上公園	S53.5.24	26.1
33	総合	明徳公園	S33.2.15	21.2
34	総合	天白公園	S33.2.15	26.5
35	緑地	戸田川緑地	S33.2.15	59.6
36	緑地	庄内緑地	S15.12.7	94.2
37	緑地	勅使ヶ池緑地	S40.1.27	55.3
38	緑地	猪高緑地	S33.2.15	66.2
39	緑地	荒池緑地	S33.2.15	60.4
40	緑地	相生山緑地	S15.12.7	123.7

３．これまでの取り組みとその課題

長期未整備公園緑地への取り組みについては、これまでも名古屋市として検討を行い、解決に向けて具体的な施策も展開してきました。

その取り組みとしては、長期間にわたる関係権利者への負担を軽減するために建築制限の緩和を行う一方、積極的な事業展開や先行取得を行うことにより、買収の必要な民有地の公有地化を図ることでした。その結果、平成元年当時、要買収民有地が468haであったものが、294haまで減少するとともに、2公園で事業が完了し、長期未整備公園緑地の数は現在の40に減っています。

【川名公園】

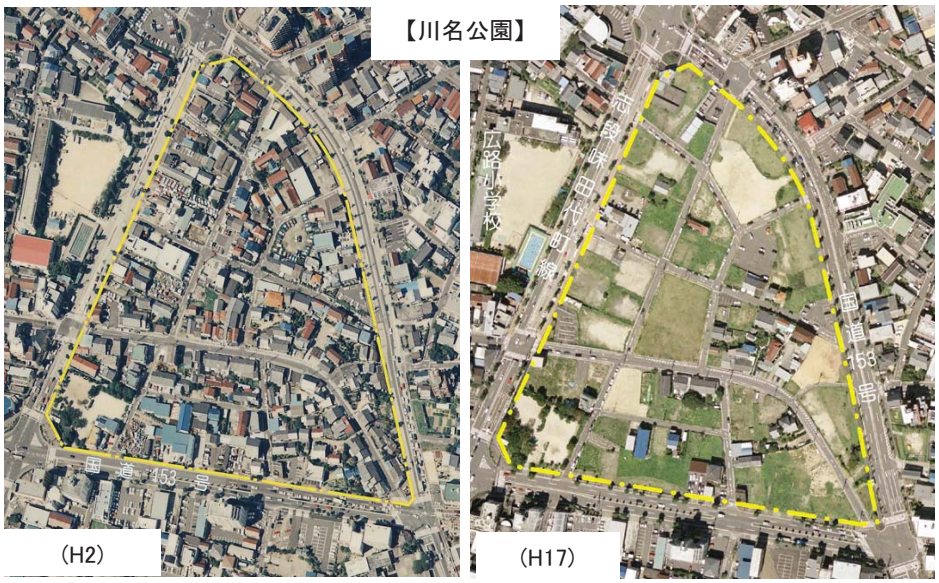

(1) 用地の先行取得

都市計画公園緑地区域内の土地の買い取り要望に対しては、平成元年以降、積極的に応じてきました。しかし、名古屋市においてもバブル経済崩壊後、地価の下落が続く状況と財政状況が厳しい事情を踏まえ、平成15年度からは樹林地を中心とした大規模公園緑地5箇所以外の公園緑地では原則的に先行取得による買い取りを休止している状況にあります。また、この5公園緑地においても限られた予算内での対応となるため、土地所有者からの申し出に即時に対応できないといった状況にあります。

(2) 公園緑地事業の推進

現在事業中の区域212haのうち、161haで買収が完了し、先行取得地を含めると205ha（97%）の公有地化が進んでいます。公有地化した土地では部分的な整備を行っている箇所もありますが、先行取得した土地を公園として整備するためには、名古屋市が土地の取得価格に利子や管理費を含めた価格で再取得することが必要です。しかしながら、厳しい財政状況の中、先行取得地の再取得は進まず、また、残った民有地7haについても買収が困難となっている土地があり、まとまった公園整備が進んでいない状況にあります。

図－５　公園緑地事業費の推移

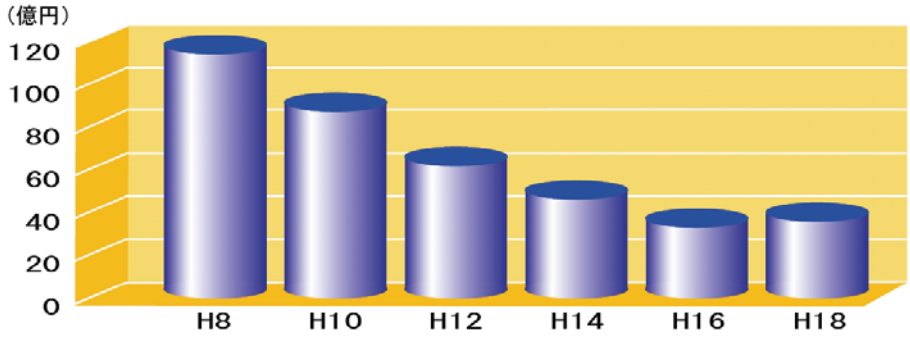

一方、用地買収による事業とともに、大規模な公園緑地内でまだ事業に着手していない区域においては、先行取得地や民有樹林地を使用貸借し、散策路など最低限の整備を行うことにより市民利用を図っているオアシスの森づくり事業を平成 7 年から展開しています。使用貸借による事業推進手法は、少ない予算の中で早期に市民利用が可能となる手法として非常に有効であり、現在 4 公園緑地で展開していますが、使用貸借している土地で相続が発生した場合など、買い取り要望が出たときの対応に課題があります。

【オアシスの森】

Ⅳ．長期未整備公園緑地への対応

１．都市計画の見直しと整備プログラムの策定の必要性

少子高齢化や地球温暖化の進行、大規模地震発生の危惧など社会情勢が大きく変化する中、市民ニーズはますます多様化し、公共事業に関しても今まで以上に行政の説明責任が求められています。また、整備が長期化していることにより、関係権利者の方々への建築制限の長期化や宅地化の進行と樹林地の減少、先行取得地の未利用状態の長期化を生じています。しかしながら、近年の厳しい財政状況を考えれば、長期未整備公園緑地の整備にはなお長い年月が必要です。

名古屋市は、平成 17 年 11 月、有識者等からなる「名古屋市緑の審議会」に、今後の長期未整備公園緑地の対応として「これからの公園緑地のあり方－長期未整備公園緑地について－」を諮問しました。審議会ではより専門的な検討を行うため、専門部会を設置してご審議いただき、その結果を平成 18 年 11 月に答申として受けています。この答申を踏まえ、「都市計画の見直し検討（案）と整備プログラム（案）」の策定を行い、平成 19 年 9 月から平成 19 年 10 月にかけて市民意見の募集を行いました。そして、平成 20 年 3 月に「都市計画の見直しの方針と整備プログラム」の策定・公表に至りました。

図－６　都市計画の見直しと整備プログラムの策定の必要性

２．基本的な考え方

長期未整備公園緑地への対応として、基本的には現計画に基づいて整備をしていくことが望ましいですが、近年の公園緑地を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、情勢等に適応したものとなるよう必要な都市計画の見直しを行います。

また、整備については、今後も長期未整備公園緑地の解消までには相当期間がかかることが想定されるため、優先的に整備する公園を絞り込み、整備効果の高い公園から事業着手するなど計画的かつ効率的に進めるとともに、関係権利者の方々が今後の生活設計を立てやすくするために、事業着手時期を明示した整備プログラムを策定します。

図－７　都市計画の見直し検討の方針・整備プログラムの策定の流れ

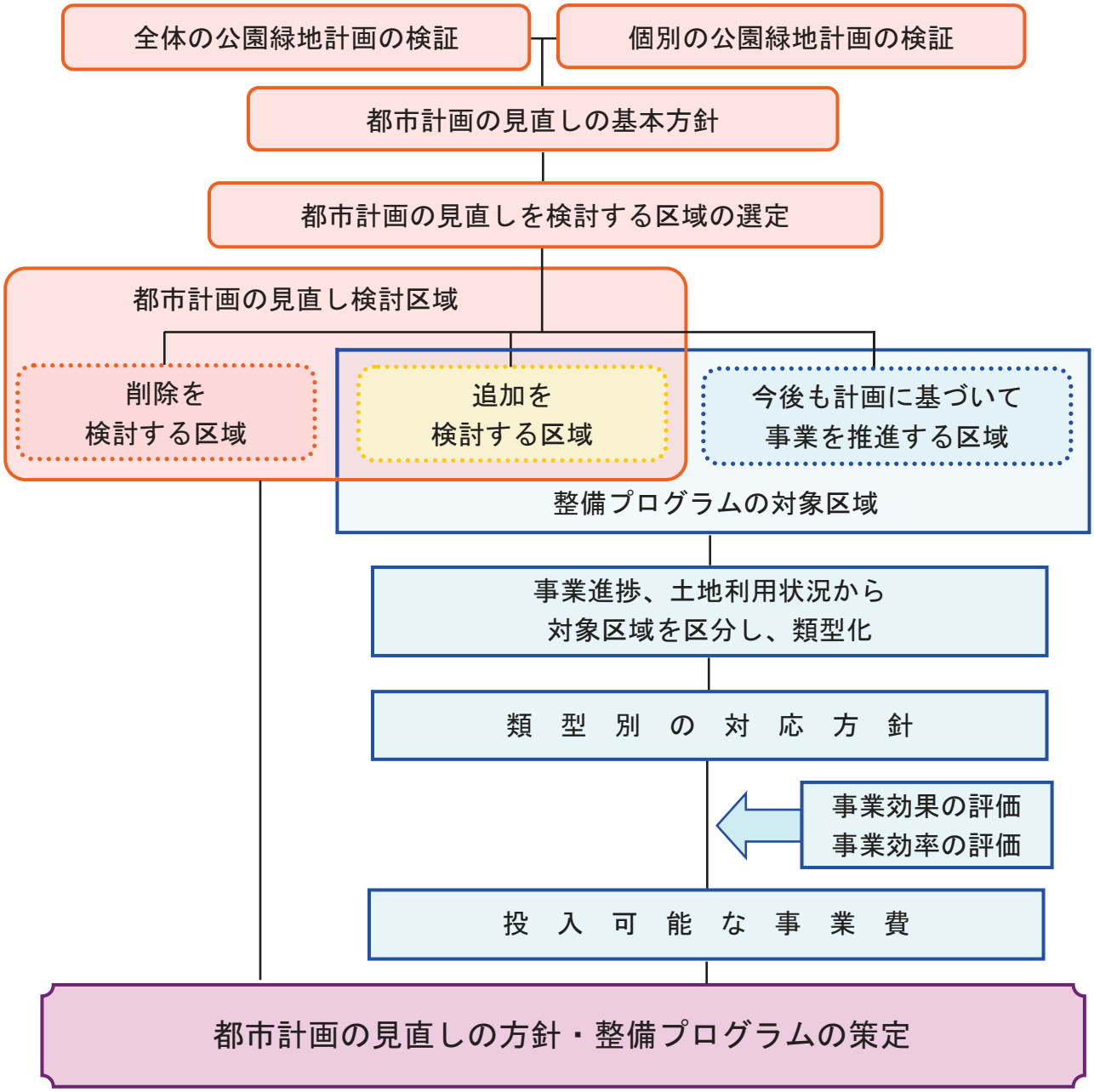

３．都市計画の見直しの検討

近年の社会情勢に適応したものとなるよう長期未整備公園緑地について、必要な都市計画の見直しを行います。都市計画の見直しは、以下に示す公園緑地計画の検証結果を踏まえ、都市計画の見直しの方針に基づいて検討します。

(1) 全体の公園緑地計画の検証

名古屋市全体の公園緑地計画について、必要とされる面積と配置の観点から検証しました。

① 緑被率

本市の緑被率の将来目標は市域面積の30%です。平成 17 年度調査時点での緑被率は 24.8%であり、平成 2 年の 29.8%と比べると、15 年間で中村区（1,632ha）1 つ分に相当する 1,643ha の緑が失われたことになります。市内の緑が減少傾向にある中で、現在ある緑の約 6 分の 1 を占める都市公園や長期未整備公園緑地内の樹林地等の保全が必要とされています。

図－８　名古屋市の緑被率の推移

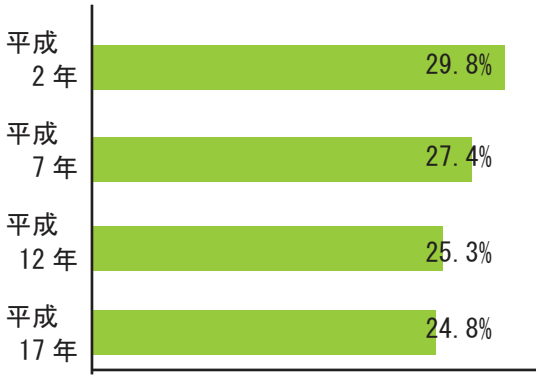

② 市民 1 人当たりの都市公園等面積

都市公園や農業公園、どんぐり広場など都市公園等の面積について、本市の将来目標は市民 1 人当たり 15 ㎡／人ですが、平成 19 年 4 月 1 日現在では 9.3 ㎡／人となっています。現在計画している全ての公園緑地が整備完了した場合、2010 年の想定人口約 216 万人に対する市民 1 人当たりの都市公園等の面積は、約 16 ㎡／人となり、この視点からみると現在の計画の一定の縮小は許容されると考えられます。

図－９　市民 1 人当たりの
都市公園等面積の状況

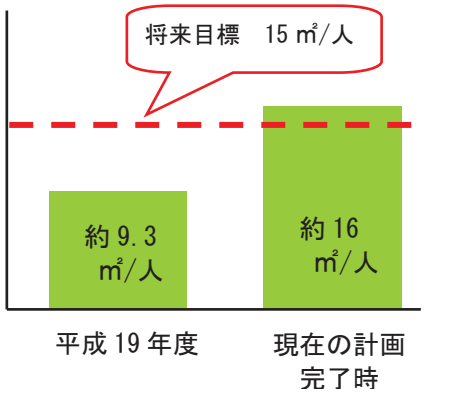

③ 公園等の適正配置

現在計画している都市計画公園緑地全てを整備しても、なお、市内には住区基幹公園*の不足する区域、避難活動の困難性の高い区域が残ることになり、公園等の適正配置の観点からすると、新たな公園緑地の追加決定が必要となっています。

＊住区基幹公園：Ｐ3 参照

(2) 個別の公園緑地計画の検証

個別の公園緑地計画について、機能面からみた公園緑地の評価、都市計画上の課題等の抽出を行いました。

① 機能面から見た公園緑地の評価

個々の公園緑地が持つ機能として、樹林・水辺・オープンスペースによる都市環境の向上への寄与、みどりに関する市民活動の状況、指定文化財・埋蔵文化財の存在、休息・観賞・散歩・遊戯・スポーツでの利用、緑の視認効果について、定性的な評価を行い、公園緑地の必要性を確認しました。また、震災に強いまちづくり方針における広域避難地・一次避難地の指定、避難路への接道を確認し、防災の面から整備の必要性についての評価を行いました。

② 都市計画上の課題等の抽出

個々の長期未整備公園緑地が抱える課題等として、家屋が立ち並び、宅地化が進んでいる区域（宅地化の進行）、都市計画決定後に不整合を生じている箇所（区域の不整合）、近隣での代替用地、一体利用が考えられる施設等（周辺の土地利用）の抽出を行いました。

図－１０　誘致圏域現況図

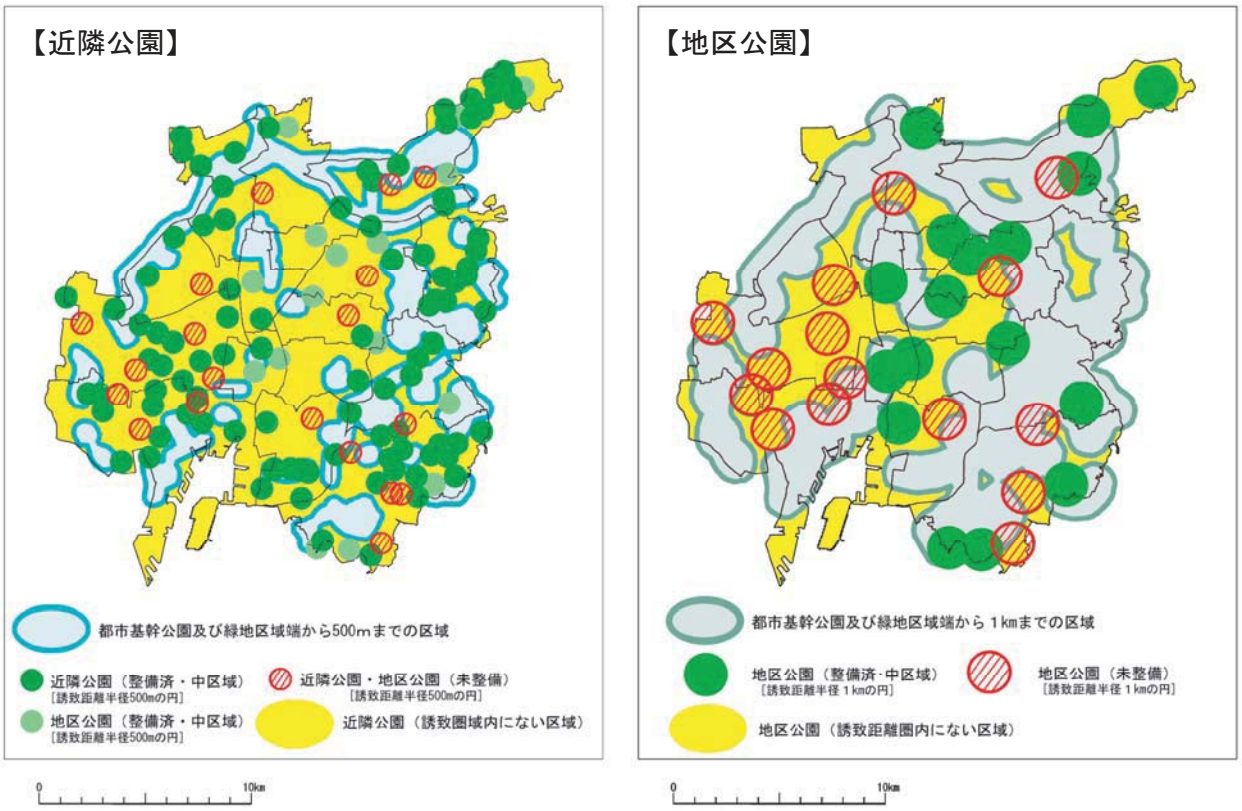

(3) 都市計画の見直しの方針

都市計画公園緑地の見直しは、今後、以下の基本方針に従って進めます。なお、これら５つの基本方針のうち２つ以上が重複して該当する場合は、それらを総合的に勘案して見直しを検討するものとします。

【基本方針】

【1】樹林地の保全、文化財の尊重

現況でまとまりのある樹林地や、遺跡等で歴史上または学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

【2】緑を保全する制度の活用

特別緑地保全地区等の緑を保全する制度の活用が可能であり、公園の機能面からも支障がない場合は、計画区域の削除を検討します。

【3】地域のまちづくりの中での変更

近隣で土地区画整理事業等によるまちづくりが行われる場合や、同等の機能・規模を持つ用地が取得可能な場合は、計画の位置や区域の変更を検討します。

【4】一体利用が効果的な施設の公園への編入

都市計画公園緑地に隣接し、公園緑地と一体的に利用することが効果的な公共施設等については、既決定区域への編入を検討します。

【5】計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除

計画区域の縁辺部にあり、道路等によって区切られた街区等で宅地化が進行している区域は、公園の機能面からの支障がない場合、削除を検討します。

今回の検討で都市計画の見直しを進める公園緑地

計 20 公園緑地（削除面積：36.99ha、追加面積：6.72ha）

※なお、都市計画緑地の見直しについてのご意見、ご要望がある区域につきましては、「都市計画の見直しの基本方針」に適合する場合、関係権利者、地域の皆さまとの話し合いを通じて、今後、個別に都市計画の変更案の作成を行います。
※公園等の適正配置の観点から追加決定が必要な公園緑地については、今後、用地取得の目途がついた段階で個別に対応します。

図－１１　都市計画の見直しを検討する区域の選定の流れ

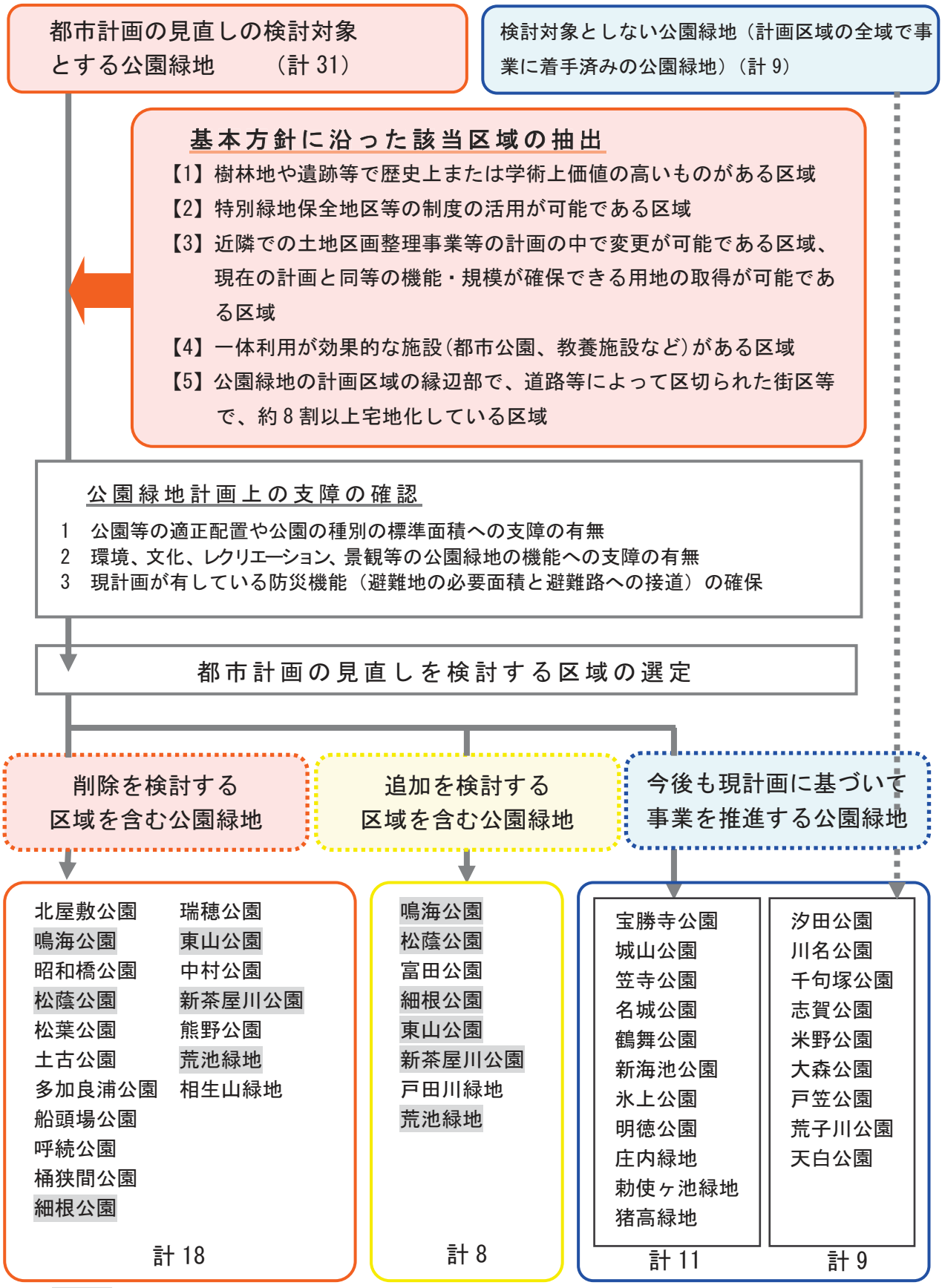

※網掛けは削除を検討する区域、追加を検討する区域ともに含む公園緑地を示します。
※具体的な公園緑地の数及び名称は、今回の検討で都市計画の見直しを進める公園緑地を選定した時点のものを記載しています。

４．整備プログラムの策定

都市計画の見直し検討により、買収の必要な民有地が 2 公園でなくなり、整備プログラムの対象は 38 公園緑地としています。この中で追加を検討する区域内の買収の必要な民有地がある区域及び今後も計画に基づいて事業を推進する区域について、整備プログラム（事業の着手時期）の検討を行いました。

(1) 長期未整備公園緑地の類型化

長期未整備公園緑地の中には、既に区域の大部分が都市公園として利用されているものがある一方、全く事業に着手していない公園緑地があります。また、買収の必要な民有地の土地利用状況も宅地、農地、樹林地など様々です。現在一部で事業中のものや大規模な公園緑地では、こうした状況に応じてエリアに分け、類型化を行いました。

図－１２　類型化の流れ

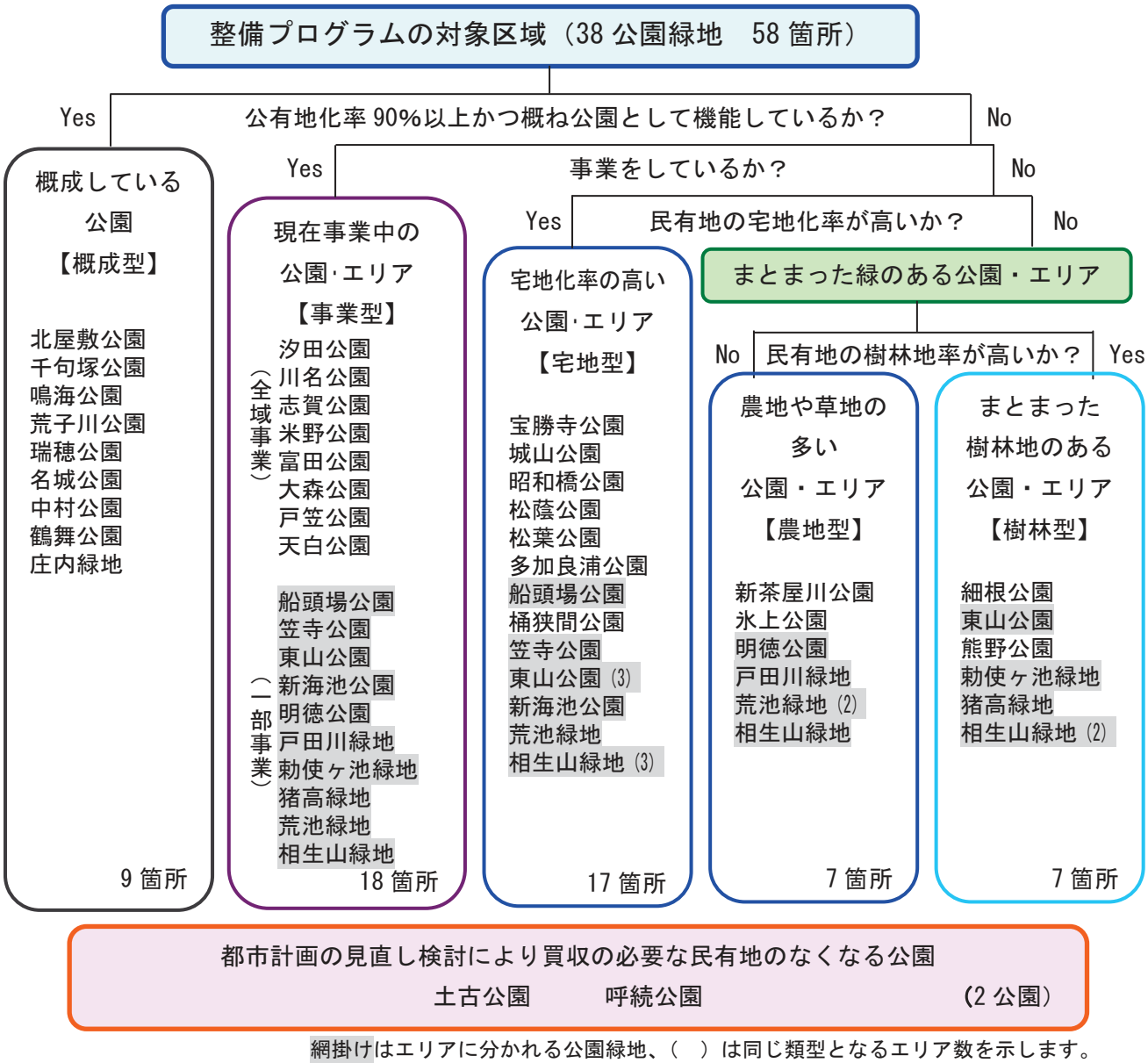

網掛けはエリアに分かれる公園緑地、（　）は同じ類型となるエリア数を示します。

⑵ 類型化した公園・エリアの対応方針

① 概成している公園【概成型】

概成している公園は、現状で既に公園機能がほぼ充足していることから、積極的な事業展開は行わず、関係権利者の方々からのご要望に対応する形で事業化を検討します。

② 現在事業中の公園・エリア【事業型】

現在、事業を実施している公園では、公園を利用する上で支障となっている未買収用地の取得とその整備に事業を集中させる一方で、公園の利用に支障の少ない土地については事業を一時休止するなど、選択と集中により 10 年以内に事業の収束を図ります。

③ 宅地化率の高い公園・エリア【宅地型】

民有地の宅地化率の高い公園・エリア周辺では、緑やオープンスペースが少ない地域や、防災上の問題を抱えている地域が見られるため、事業効果や事業効率による評価を行い、事業着手の優先順位を定めます。

④ まとまった緑のある公園・エリア【農地型】【樹林型】

民有地の宅地化率が低く、樹林地や農地などの緑が多く残っている公園・エリアでは、既存緑地が開発により消失してしまう問題を抱えています。まとまった樹林地のある公園・エリアでは借地手法を積極的に活用した事業展開を図るとともに先行取得に努め、農地や草地の多い公園・エリアでは事業効果や事業効率による評価を行い、事業着手の優先順位を定めます。

(3) 優先順位の評価

宅地化率の高い公園・エリアや農地型の公園・エリアでは以下のような評価を行い、優先順位を決定しました。

① 事業効果による評価

視点	評価項目	評価の内容	点数	
防災	災害に対する脆弱度	・地震災害時に延焼の拡大が懸念される地域である。 ・洪水時に浸水が懸念される地域である。 ・土砂災害危険箇所がある。	20	50
	災害の活動拠点としての役割	・都市防災の拠点としての役割が高い。 ・骨格避難路、緊急輸送路に接している。	10	
	避難の困難度	・避難地が不足している地域である。	20	
環境	重要な自然的要素が存在	・現状の自然環境が豊かである。	10	30
	都市環境保全上の役割	・緑被率が低い地域である等、環境保全上の役割が高い。	10	
	開発圧力	・周辺地域の開発が進行しており、宅地化が懸念される。	10	
地域	周辺の人口	・人口密度が高い地域であり、公園の利用が見込まれる。	8	20
	公園の充足度	・一人当たり公園面積が少ない地域である。 ・当該公園の開設済み面積が少ない。	8	
	歴史的、文化的な地域のシンボルとなる施設等の存在	・城跡や遺跡など歴史的、文化的な施設等があり地域のシンボルとなっている。	4	
合　　計			100	

② 事業効率による評価

視点	評価項目	評価の内容
関連事業等	土地区画整理事業	・現在事業中の土地区画整理事業に隣接している。
	都市計画道路事業	・隣接して道路事業が予定されており、用地買収などの観点から一体的な事業化が効率的である。
	その他	・隣接して市街地再開発事業、地下鉄工事等上記以外の関連事業がある。
事業化への熟度	用地の確保	・先行取得地が多い、残民有地が小規模である、地権者数が少ない、生産緑地が多い等事業進捗が見込まれる。
	地元要望	・地元住民等から公園整備に関する要望がある。
	事業区域に隣接等	・現在事業中区域に隣接している、又は事業予定地に指定されている等、事業効率がよい。

(4) 投入可能な事業費

今後民有地の買収に必要な事業費は、2,400 億円と見込まれます。

そのうち、今後 10 年（第１期）に民有地の買収に投入できる事業費は、現在と同じ程度の水準で推移するものと想定して、380 億円を見込んでいます。

さらに、11 年以降（第２期以降）については、事業の更なる進捗を図るため 10 年間毎に 430 億円を見込んでいます。

(5) 事業着手時期決定の流れ

整備プログラムは、今後の地価や公園整備予算の動向に大きく左右されるため、単年度単位ではなく、10 年を一つの単位とした 3 期(30 年)とそれ以降の第 4 期により作成しました。

図－１３　事業着手時期決定の流れ

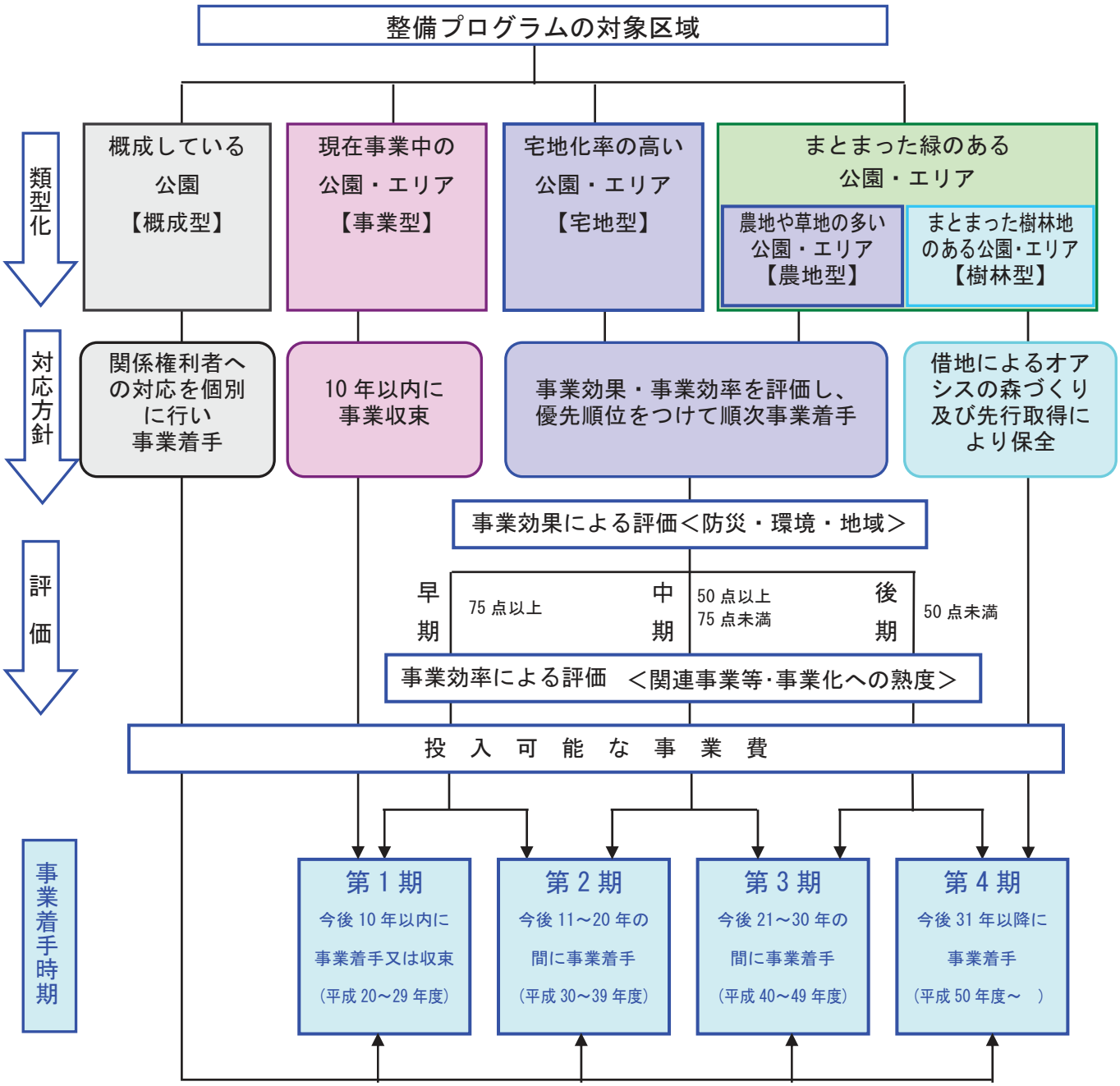

(6) 個別公園緑地の整備プログラム

番号 所在区	公園緑地・区域名	類型化	評価		対応
			事業効果	事業効率等	
1 守山	宝勝寺公園	宅地型	防災 20 環境 5 地域 18 計 43		事業着手 第 4 期 (H50 以降)
2 緑	汐田公園 (全域事業中)	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
3 昭和	川名公園 (全域事業中)	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
4 守山	北屋敷公園	概成型	→		事業着手 第 1～4 期
5 緑	千句塚公園	概成型	→		事業着手 第 1～4 期
6 緑	鳴海公園 (追加区域含む)	概成型	→		事業着手 第 1～4 期
7 千種	城山公園	宅地型	防災 40 環境 15 地域 20 計 75	〔事業化への熟度〕 まとまった先行取得地がある。	事業着手 第 2 期 (H30～H39)
8 北	志賀公園 (全域事業中)	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
9 中村	米野公園 (全域事業中)	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
10 中川	昭和橋公園	宅地型	防災 50 環境 20 地域 12 計 82	〔事業化への熟度〕 まとまった先行取得地がある。	事業着手 第 1 期 (H29 以内)

番号 所在区	公園緑地・区域名	類型化	評価		対応
			事業効果	事業効率等	
11 中川	松蔭公園	宅地型	防災 40 環境 20 地域 12 計 72	〔関連事業等〕 河川事業、道路事業に隣接している。	事業着手 第 2 期 (H30～H39)
12 中川	松葉公園	宅地型	防災 50 環境 15 地域 8 計 73		事業着手 第 2 期 (H30～H39)
13 中川	富田公園 (全域事業中) (追加区域含む)	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
15 港	多加良浦公園	宅地型	防災 35 環境 10 地域 0 計 45		事業着手 第 3 期 (H40～H49)
16 港	①船頭場公園 ・事業中	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②船頭場公園 ・未事業	宅地型	防災 50 環境 15 地域 12 計 77	〔事業化への熟度〕 先行取得地が多い。 地元要望がある。 事業地に隣接している。	事業着手 第 1 期 (H29 以内)
18 守山	大森公園 (全域事業中)	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
19 緑	桶狭間公園	宅地型	防災 25 環境 15 地域 12 計 52	〔関連事業等〕 土地区画整理事業に隣接している。 〔事業化への熟度〕 生産緑地が多い。	事業着手 第 3 期 (H40～H49)
20 緑	細根公園 (追加区域含む)	樹林型	→		借地対応 事業着手は 第 4 期
21 緑 天白	戸笠公園 (全域事業中)	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
22 港	荒子川公園	概成型	→		事業着手 第 1～4 期

番号 所在区	公園緑地・区域名	類型化	評価			対応
			事業効果		事業効率等	
23 南	①笠寺公園 ・事業中	事業型	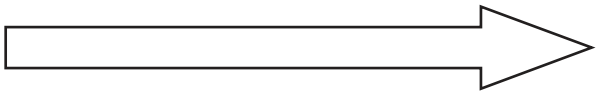			事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②笠寺公園 ・未事業	宅地型	防災 環境 地域 計	25 15 12 52	〔事業化への熟度〕 事業地に隣接している。	事業着手 第 3 期 (H40～H49)
24 瑞穂	瑞穂公園	概成型	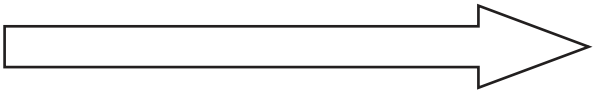			事業着手 第 1～4 期
25 千種 名東 天白	①東山公園 ・事業中	事業型	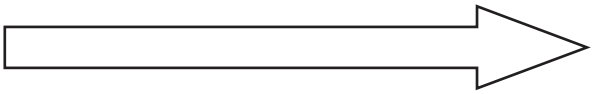			事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②東山公園 ・藤巻	宅地型	防災 環境 地域 計	25 25 0 50	〔事業化への熟度〕 先行取得地が多い。 事業地に隣接している。	事業着手 第 3 期 (H40～H49)
	③東山公園 ・裏山	樹林型	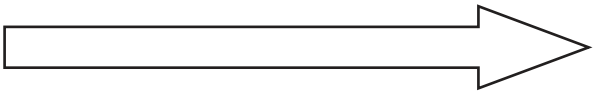			借地対応 事業着手は 第 4 期
	④東山公園 ・山田	宅地型	防災 環境 地域 計	35 10 4 49	〔関連事業等〕 道路事業が予定されている。 〔事業化への熟度〕 事業地に隣接している。	事業着手 第 4 期 (H50 以降)
	⑤東山公園 ・その他	宅地型	防災 環境 地域 計	25 5 4 34	〔事業化への熟度〕 事業地に隣接している。	事業着手 第 4 期 (H50 以降)
26 北 中	名城公園	概成型	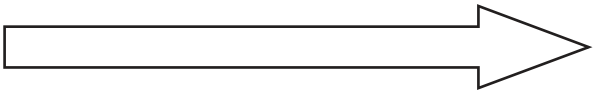			事業着手 第 1～4 期
27 中村	中村公園	概成型	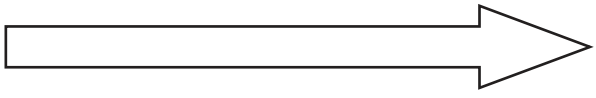			事業着手 第 1～4 期

番号 所在区	公園緑地・区域名	類型化	評価		対応
			事業効果	事業効率等	
28 昭和	鶴舞公園	概成型	→		事業着手 第 1～4 期
29 港	新茶屋川公園 （追加区域含む）	農地型	防災 30 環境 10 地域 0 計 40	市街化調整区域である。	事業着手 第 4 期 (H50 以降)
30 緑	①新海池公園 ・事業中		→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②新海池公園 ・未事業	宅地型	防災 20 環境 10 地域 12 計 42	〔事業化への熟度〕 地元要望がある。 事業地に隣接している。	事業着手 第 4 期 (H50 以降)
31 緑	熊野公園	樹林型	→		借地対応 事業着手は 第 4 期
32 緑	氷上公園	農地型	防災 35 環境 20 地域 10 計 65	〔関連事業等〕 土地区画整理事業に隣接している。 道路事業が予定されている。 〔事業化への熟度〕 生産緑地が多い。	事業着手 第 2 期 (H30～H39)
33 名東	①明徳公園 ・事業中	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②明徳公園 ・未事業	農地型	防災 25 環境 10 地域 8 計 43	〔事業化への熟度〕 事業地に隣接している。	事業着手 第 4 期 (H50 以降)
34 天白	天白公園 （全域事業中）	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
35 中川 港	①戸田川緑地 ・事業中	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)

番号 所在区	公園緑地・区域名	類型化	評価		対応
			事業効果	事業効率等	
35 中川 港	②戸田川緑地 ・未事業	農地型	防災 30 環境 15 地域 0 計 45	市街化調整区域である。 〔事業化への熟度〕 地元要望がある。 事業地に隣接している。	事業着手 第 3 期 (H40～H49)
36 西	庄内緑地	概成型	→		事業着手 第 1～4 期
37 緑	①勅使ヶ池緑地 ・事業中	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②勅使ヶ池緑地 ・未事業	樹林型	→		借地対応 事業着手は 第 4 期
38 名東	①猪高緑地 ・事業中	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②猪高緑地 ・未事業	樹林型	→		借地対応 事業着手は 第 4 期
39 天白	①荒池緑地 ・事業中	事業型	→		事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②荒池緑地 ・大堤池	農地型	防災 25 環境 20 地域 10 計 55	〔事業化への熟度〕 事業地に隣接している。 土地区画整理事業に隣接している。	事業着手 第 3 期 (H40～H49)
	③荒池緑地 ・荒池	農地型	防災 25 環境 25 地域 4 計 54	〔事業化への熟度〕 事業地に隣接している。 土地区画整理事業に隣接している。	事業着手 第 3 期 (H40～H49)
	④荒池緑地 ・宅地	宅地型	防災 15 環境 10 地域 8 計 33	〔事業化への熟度〕 先行取得地が多い。 事業地に隣接している。 土地区画整理事業に隣接している。	事業着手 第 4 期 (H50 以降)

番号 所在区	公園緑地・区域名	類型化	評価			対応
			事業効果		事業効率等	
40 天白	①相生山緑地 ・事業中	事業型				事業収束 第 1 期 (H29 以内)
	②相生山緑地 ・菅田住宅	宅地型	防災 環境 地域 計	30 5 4 39	〔事業化への熟度〕 先行取得地が多い。 事業地に隣接している。	事業着手 第 4 期 (H50 以降)
	③相生山緑地 ・菅田樹林	樹林型	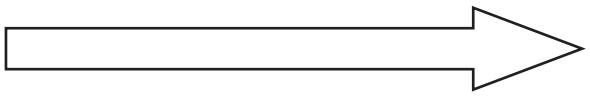			借地対応 事業着手は 第 4 期
	④相生山緑地 ・稲田西	農地型	防災 環境 地域 計	40 20 8 68	〔事業化への熟度〕 先行取得地が多い。 事業地に隣接している。	事業着手 第 2 期 (H30～H39)
	⑤相生山緑地 ・稲田東	樹林型	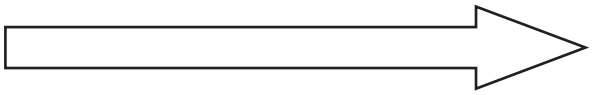			借地対応 事業着手は 第 4 期
	⑥相生山緑地 ・予定地	宅地型	防災 環境 地域 計	35 30 10 75	〔事業化への熟度〕 先行取得地が多い。 事業予定地である。	事業着手 第 1 期 (H29 以内)
	⑦相生山緑地 ・相生	宅地型	防災 環境 地域 計	40 25 12 77	〔関連事業等〕 地下鉄事業に隣接している。 〔事業化への熟度〕 先行取得地が多い。	事業着手 第 2 期 (H30～H39)

Ⅴ．個別公園緑地の都市計画の見直し検討区域と整備プログラム区域（事業着手時期）

目　次

1　宝勝寺公園（守山区）・・・・２８
2　汐田公園（緑区）・・・・・・２８
3　川名公園（昭和区）・・・・・２８
4　北屋敷公園（守山区）・・・・２８
5　千句塚公園（緑区）・・・・・２９
6　鳴海公園（緑区）・・・・・・２９
7　城山公園（千種区）・・・・・２９
8　志賀公園（北区）・・・・・・２９
9　米野公園（中村区）・・・・・３０
10　昭和橋公園（中川区）・・・・３０
11　松蔭公園（中川区）・・・・・３０
12　松葉公園（中川区）・・・・・３０
13　富田公園（中川区）・・・・・３１
14　土古公園（港区）・・・・・・３１
15　多加良浦公園（港区）・・・・３１
16　船頭場公園（港区）・・・・・３１
17　呼続公園（南区）・・・・・・３２
18　大森公園（守山区）・・・・・３２
19　桶狭間公園（緑区）・・・・・３２
20　細根公園（緑区）・・・・・・３２
21　戸笠公園（緑・天白区）・・・３３
22　荒子川公園（港区）・・・・・３３
23　笠寺公園（南区）・・・・・・３３
24　瑞穂公園（瑞穂区）・・・・・３３
25　東山公園（千種・名東・天白区）・・・３４
26　名城公園（北・中区）・・・・３５
27　中村公園（中村区）・・・・・３６
28　鶴舞公園（昭和区）・・・・・３６
29　新茶屋川公園（港区）・・・・３７
30　新海池公園（緑区）・・・・・３７
31　熊野公園（緑区）・・・・・・３８
32　氷上公園（緑区）・・・・・・３８
33　明徳公園（名東区）・・・・・３８
34　天白公園（天白区）・・・・・３８
35　戸田川緑地（中川・港区）・・３９
36　庄内緑地（西区）・・・・・・４０
37　勅使ヶ池緑地（緑区）・・・・４０
38　猪高緑地（名東区）・・・・・４１
39　荒池緑地（天白区）・・・・・４２
40　相生山緑地（天白区）・・・・４３

都市計画の見直し理由一覧・・・・４４

凡　例

現在の都市計画決定区域

都市公園や公有地等、買収の必要な民有地のない区域

都市計画 削除 検討　都市計画の見直しで削除を検討する区域

都市計画 追加 検討　都市計画の見直しで追加を検討する区域

事業着手 第1~4期　概成型となる公園関係権利者への対応を個別に行い事業着手

第1期以内 事業収束　事業収束型の公園・エリア第１期(H20~H29)内に事業収束

事業着手 第1期　第１期(H20~H29)に事業着手

事業着手 第2期　第２期(H30~H39)に事業着手

事業着手 第3期　第3期(H40~H49)に事業着手

事業着手 第4期　第4期(H50~)に事業着手

借地対応（オアシスの森）　樹林型の公園・エリア借地及び先行取得対応事業着手は第４期

1 宝勝寺公園（守山区）

2 汐田公園（緑区）

3 川名公園（昭和区）

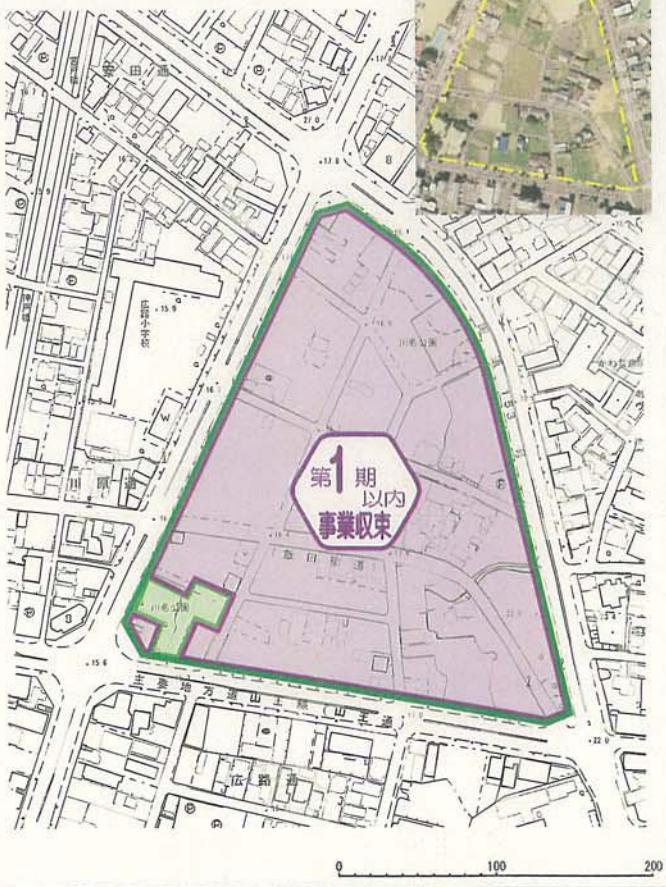

4 北屋敷公園（守山区）

5 千句塚公園（緑区）

6 鳴海公園（緑区）

7 城山公園（千種区）

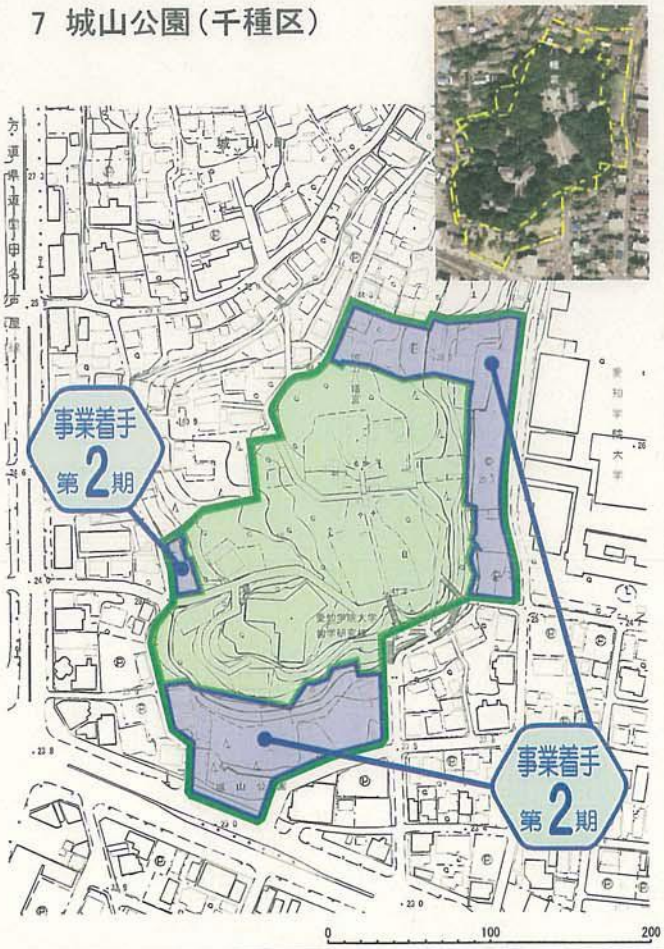

8 志賀公園（北区）

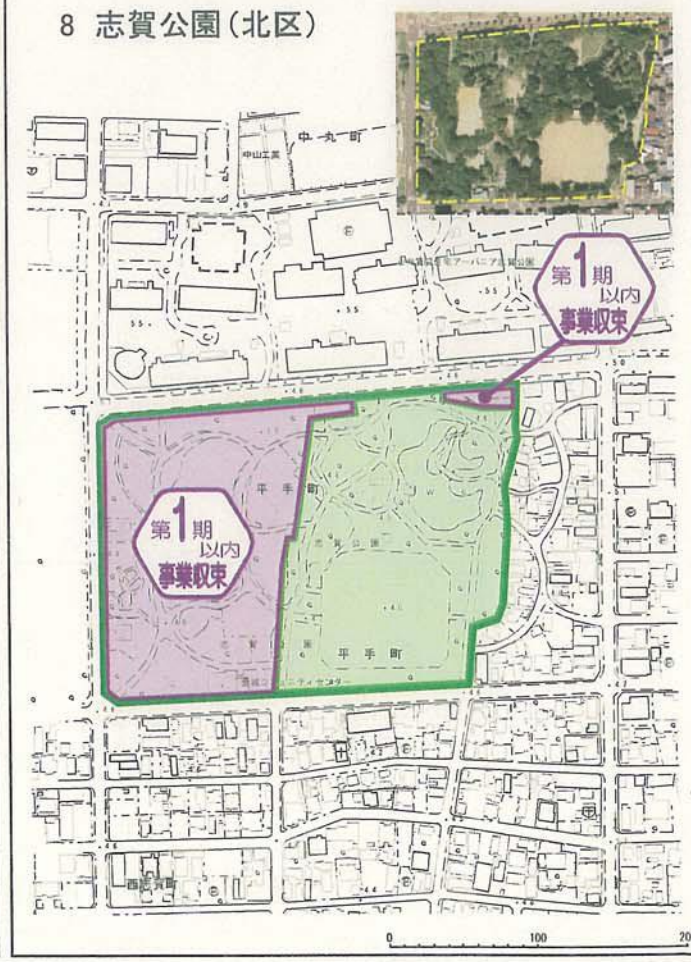

9 米野公園(中村区)

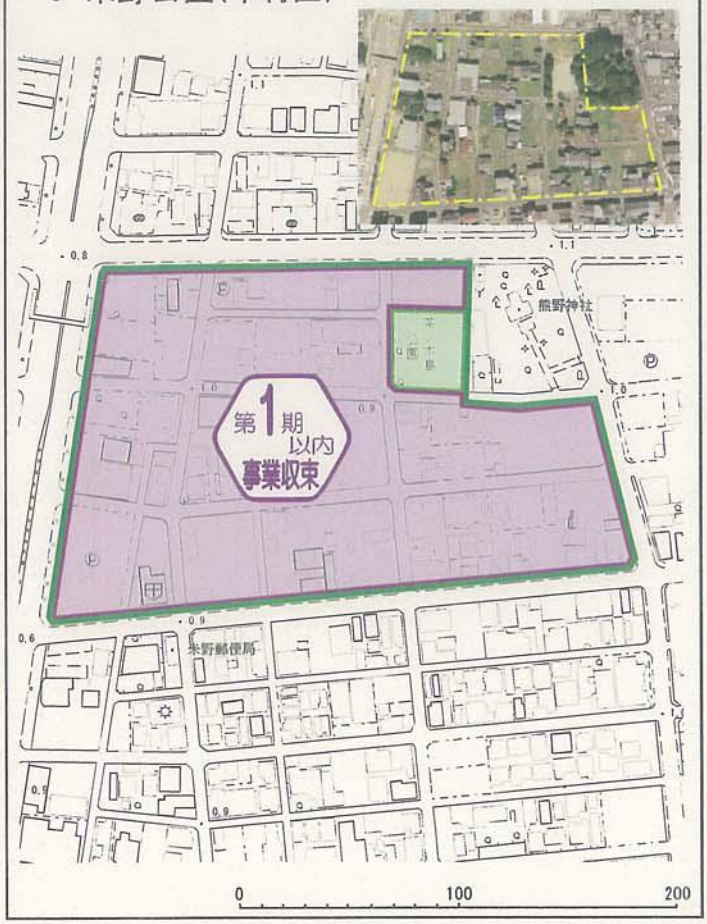

10 昭和橋公園(中川区)

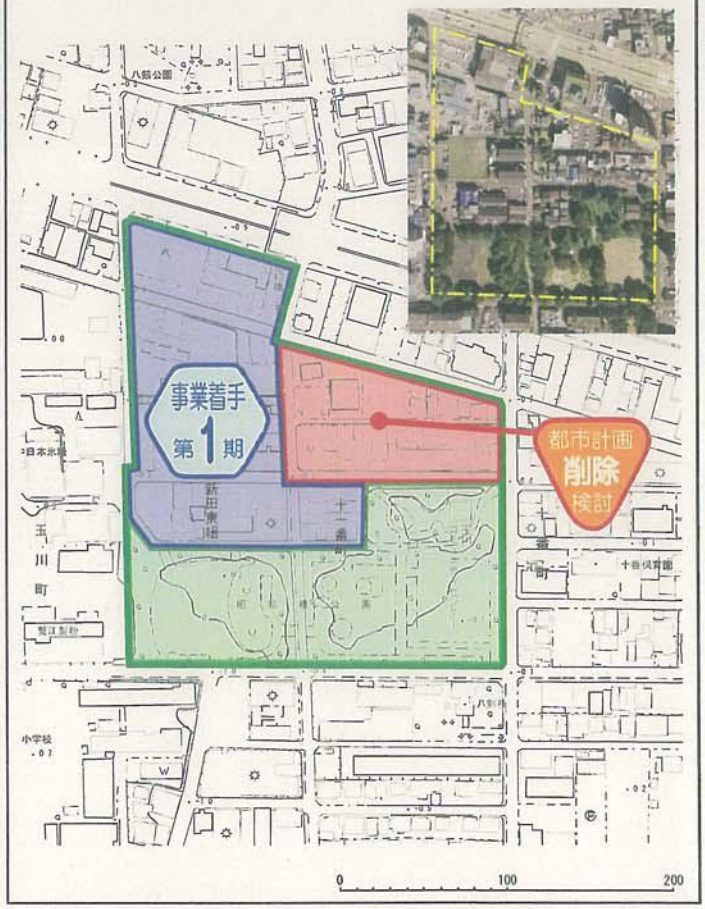

11 松蔭公園(中川区)

12 松葉公園(中川区)

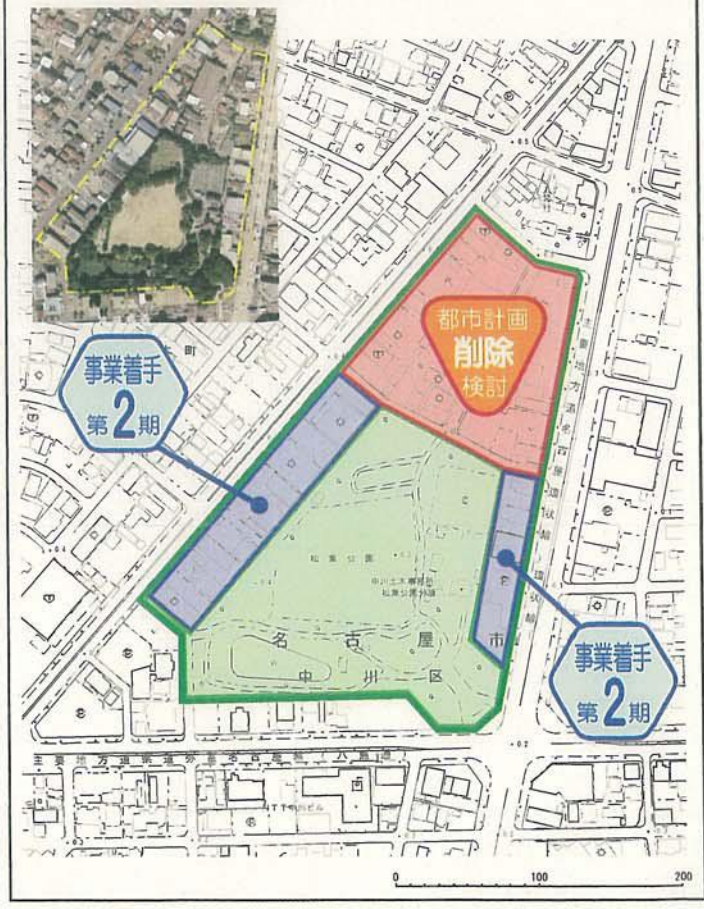

13 富田公園（中川区）

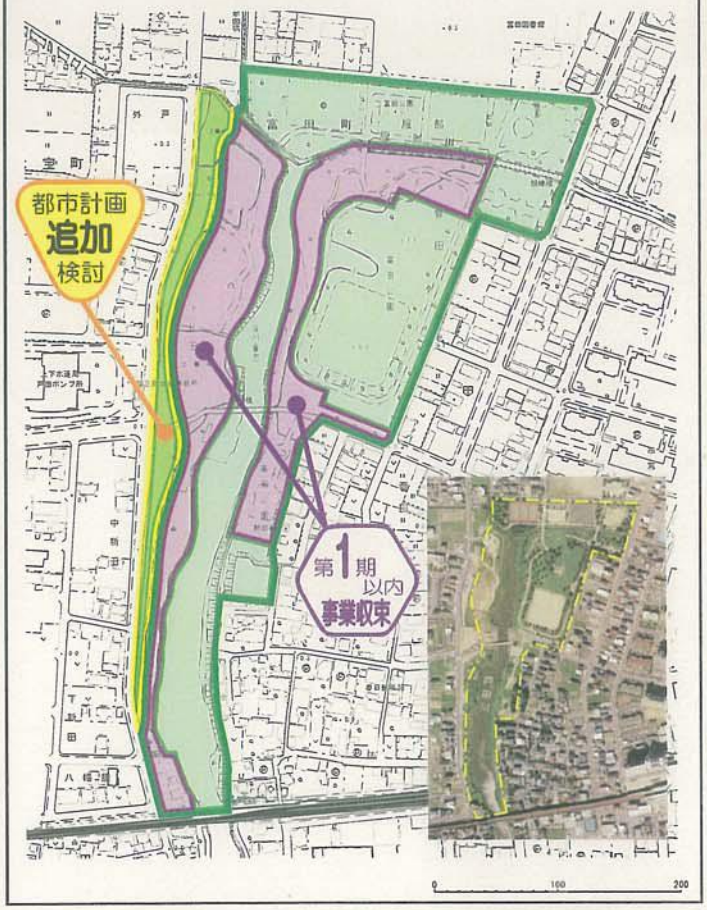

14 土古公園（港区）

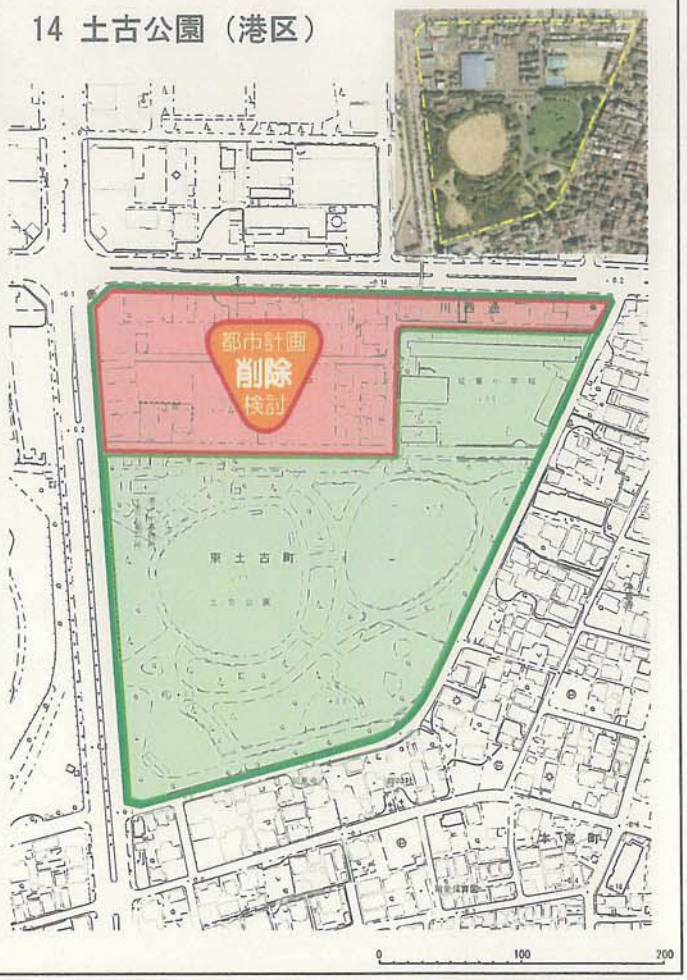

15 多加良浦公園（港区）

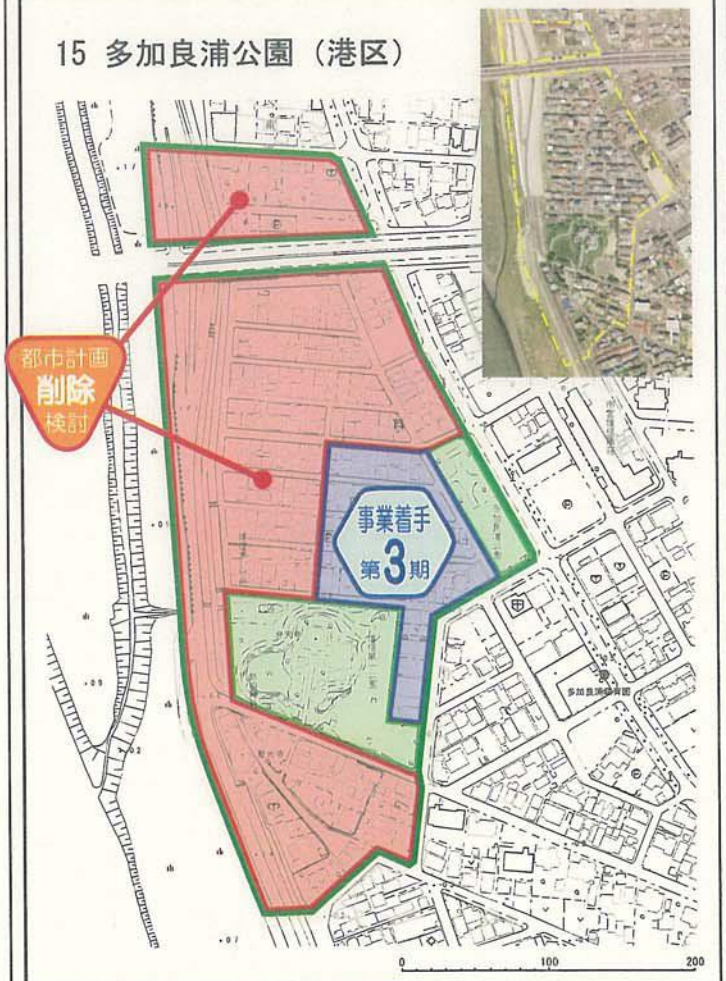

16 船頭場公園（港区）

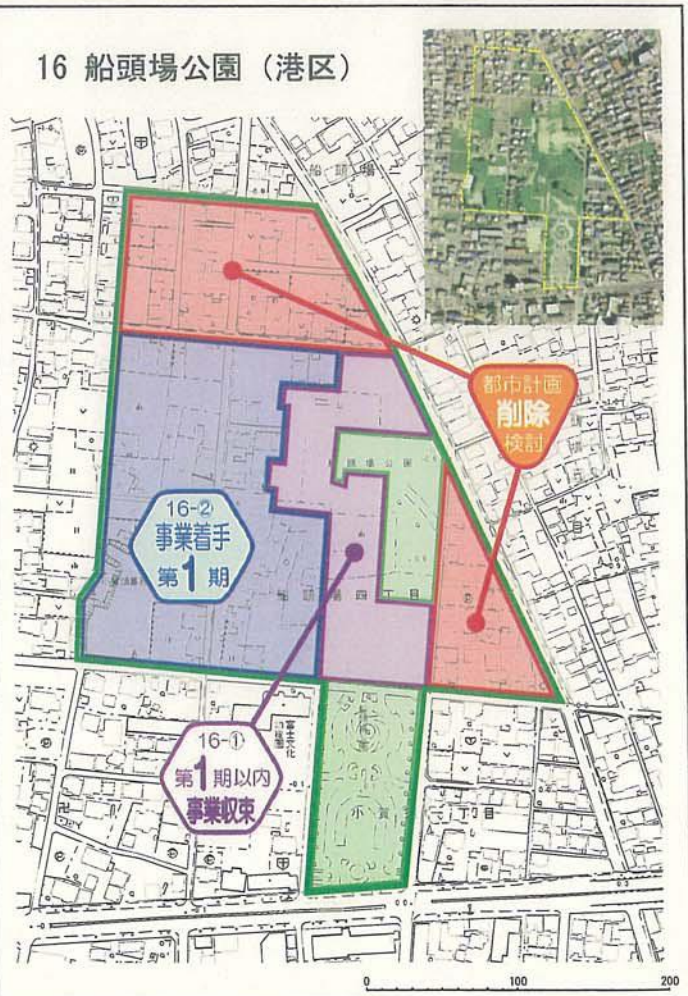

17 呼続公園（南区）

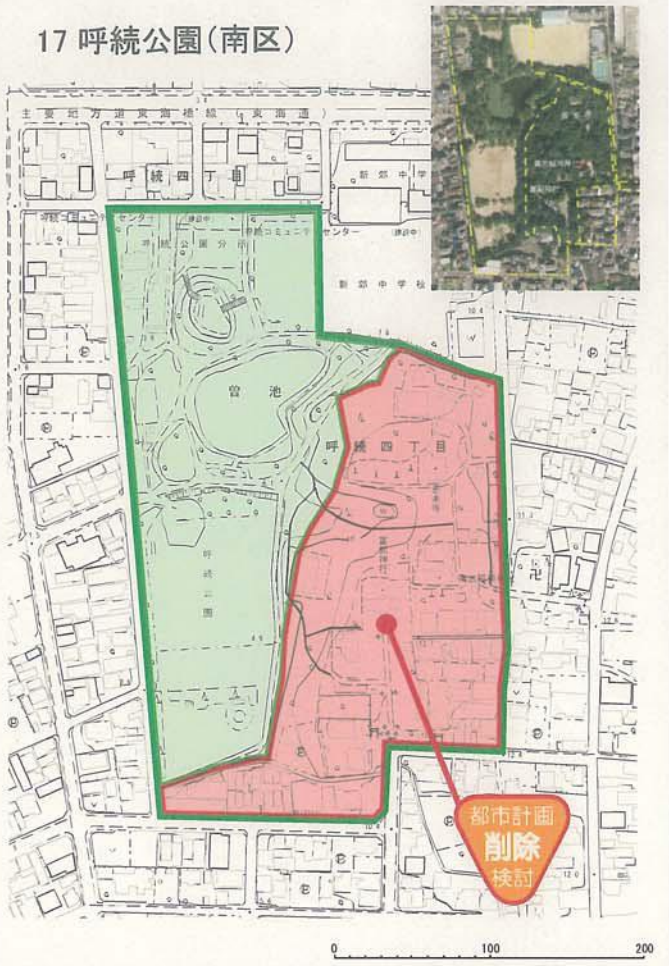

18 大森公園（守山区）

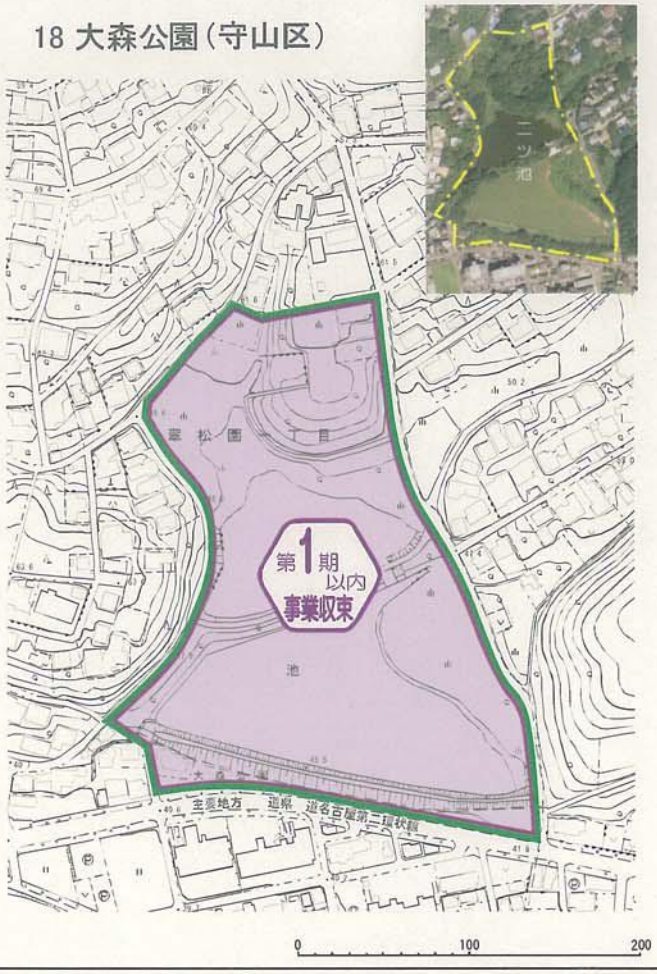

19 桶狭間公園（緑区）

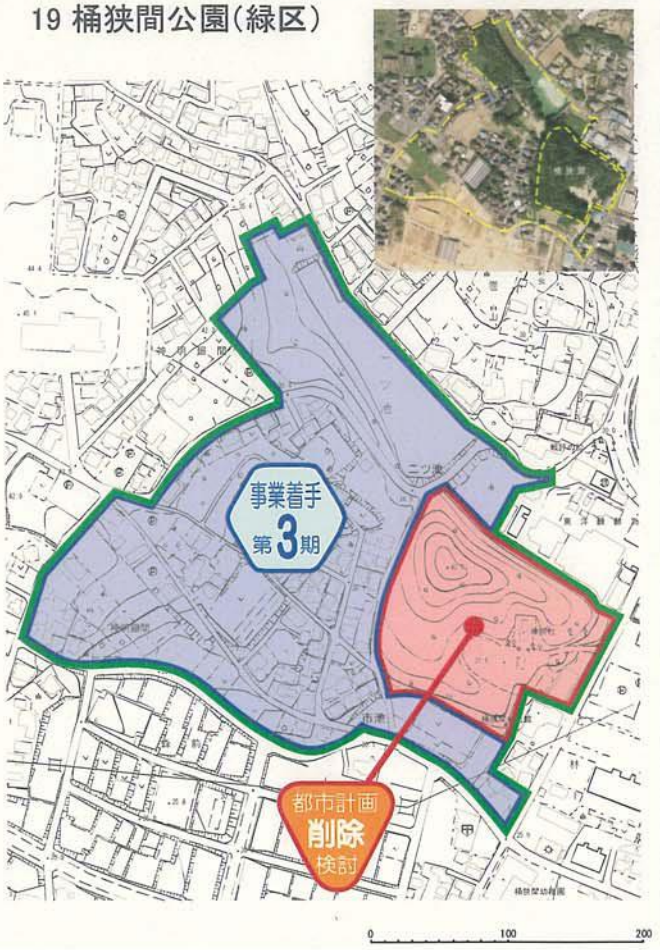

20 細根公園（緑区）

21 戸笠公園（緑区・天白区）

22 荒子川公園（港区）

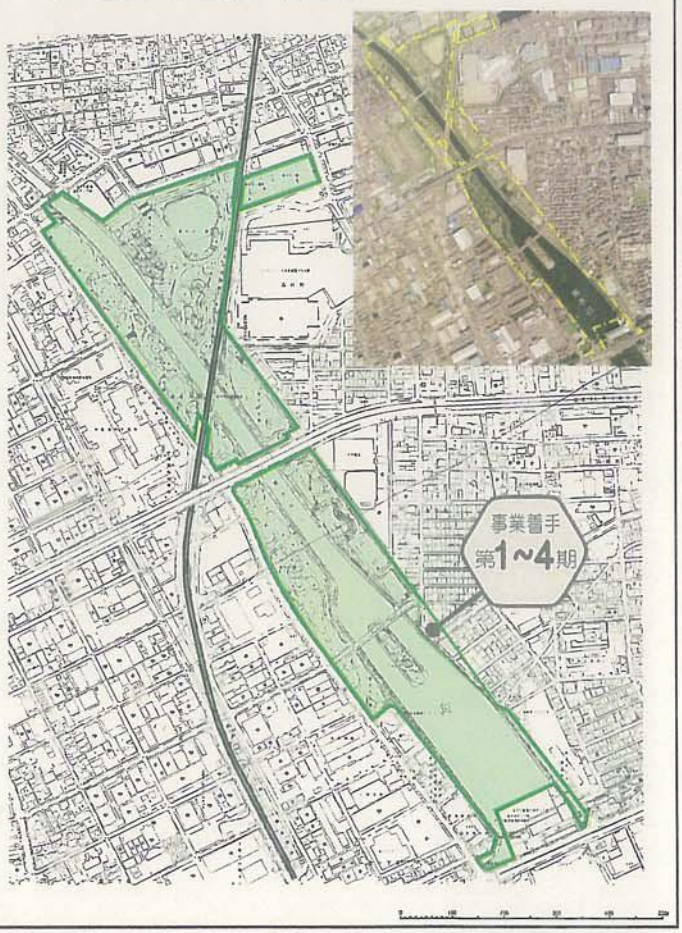

23 笠寺公園（南区）

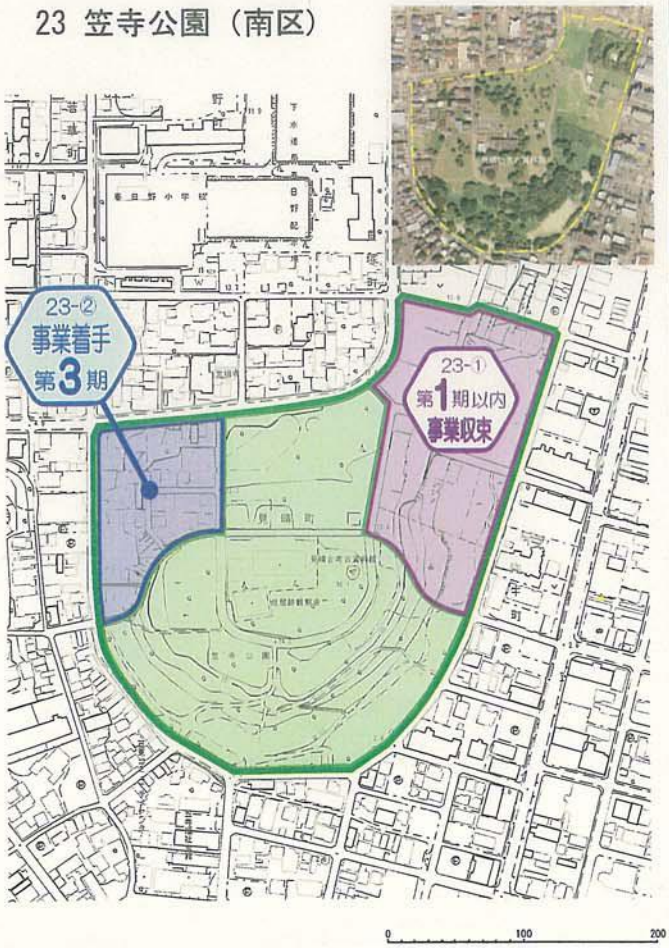

24 瑞穂公園（瑞穂区）

25 東山公園（千種区・名東区・天白区）

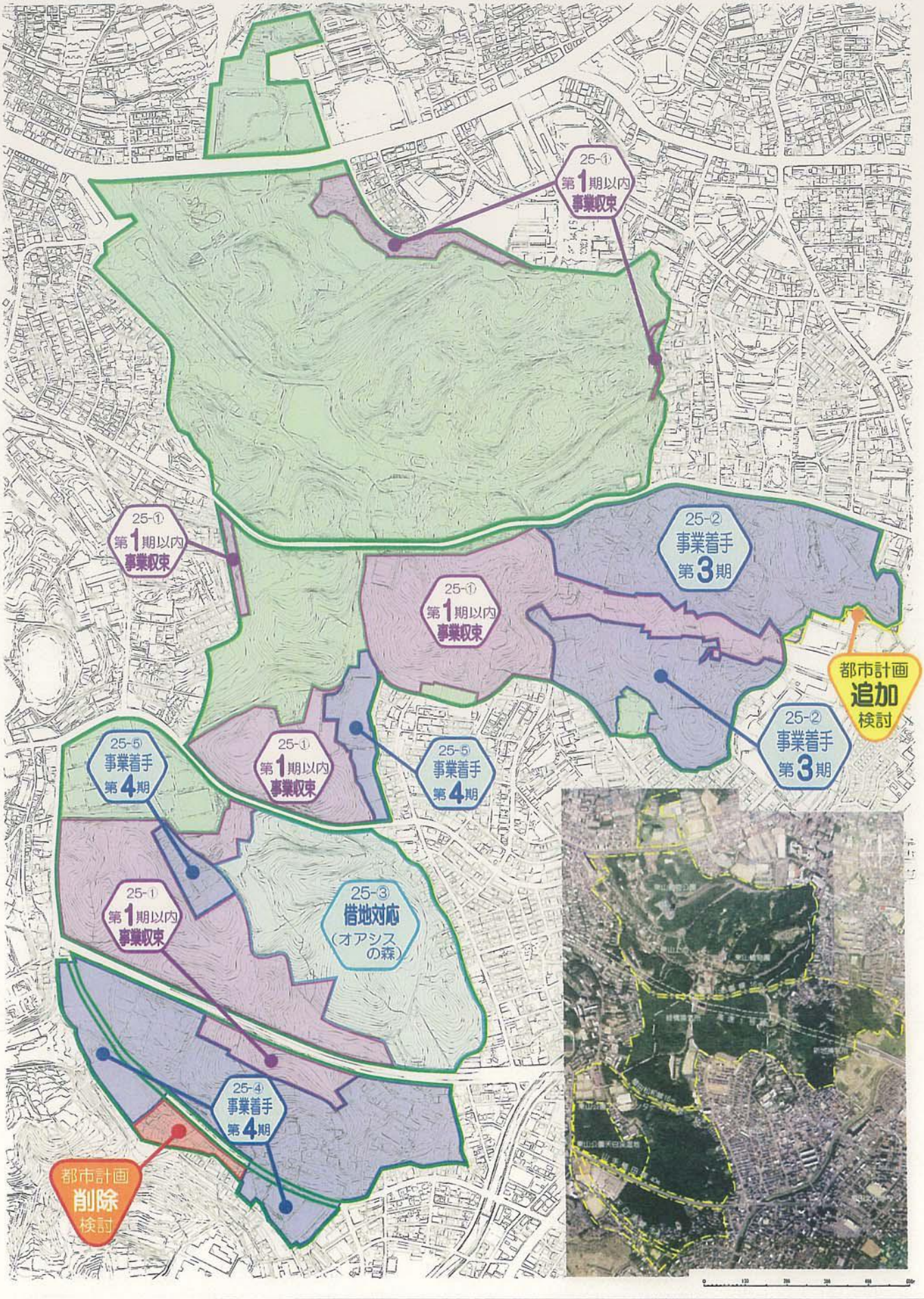

26 名城公園(北区・中区)

事業着手
第1~4期

事業着手
第1~4期

27 中村公園（中村区）

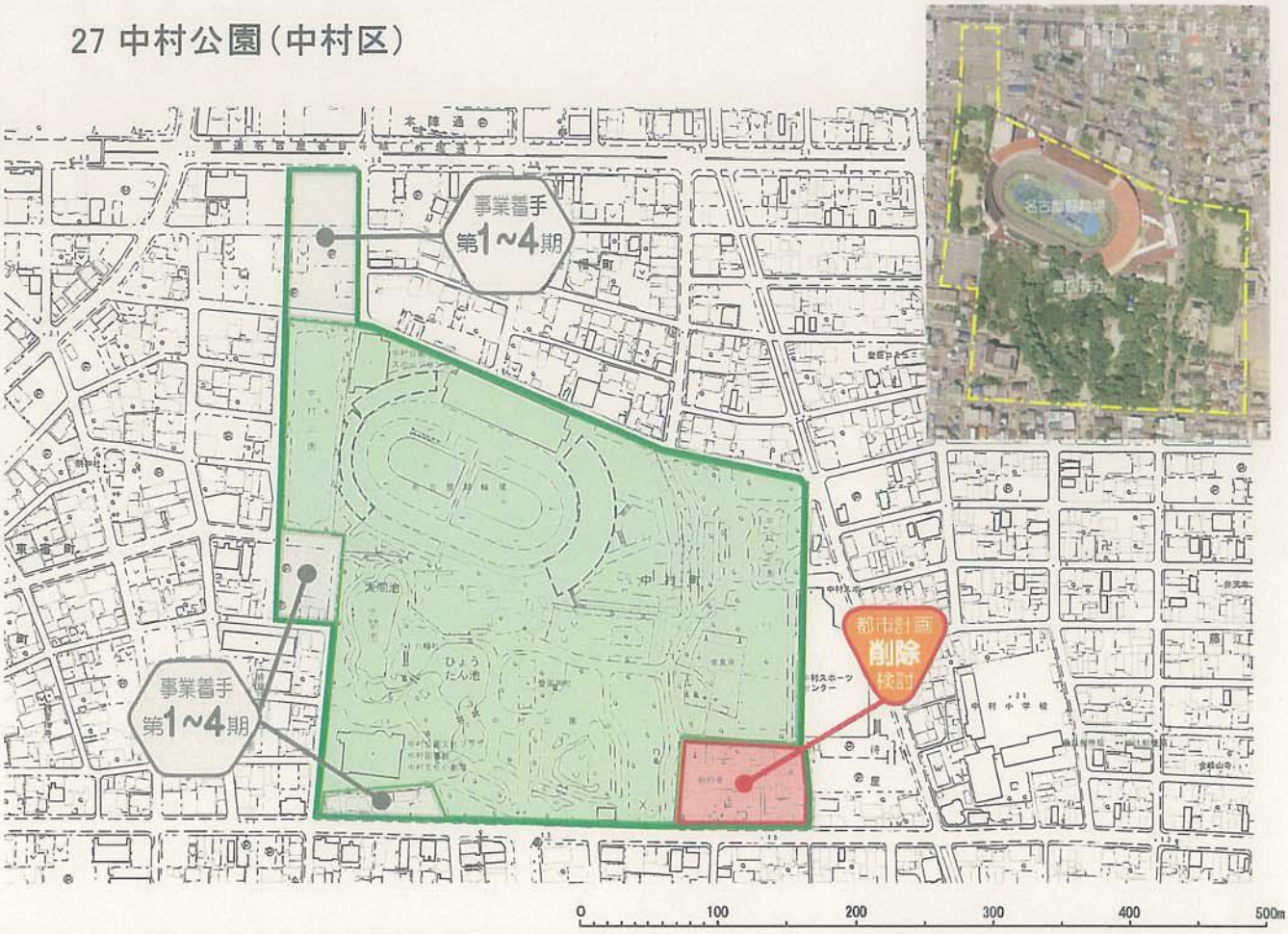

28 鶴舞公園（昭和区）

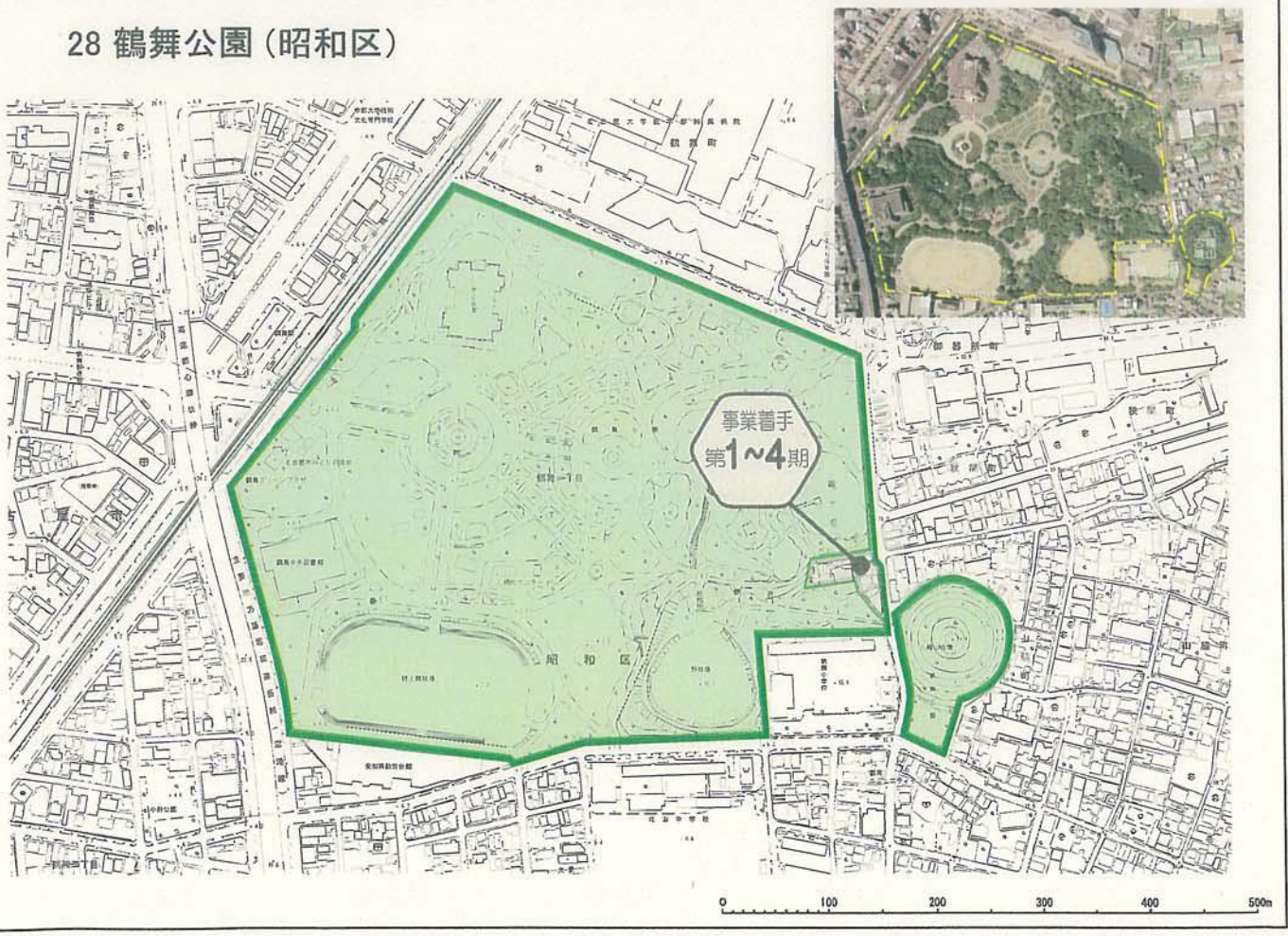

29 新茶屋川公園（港区）

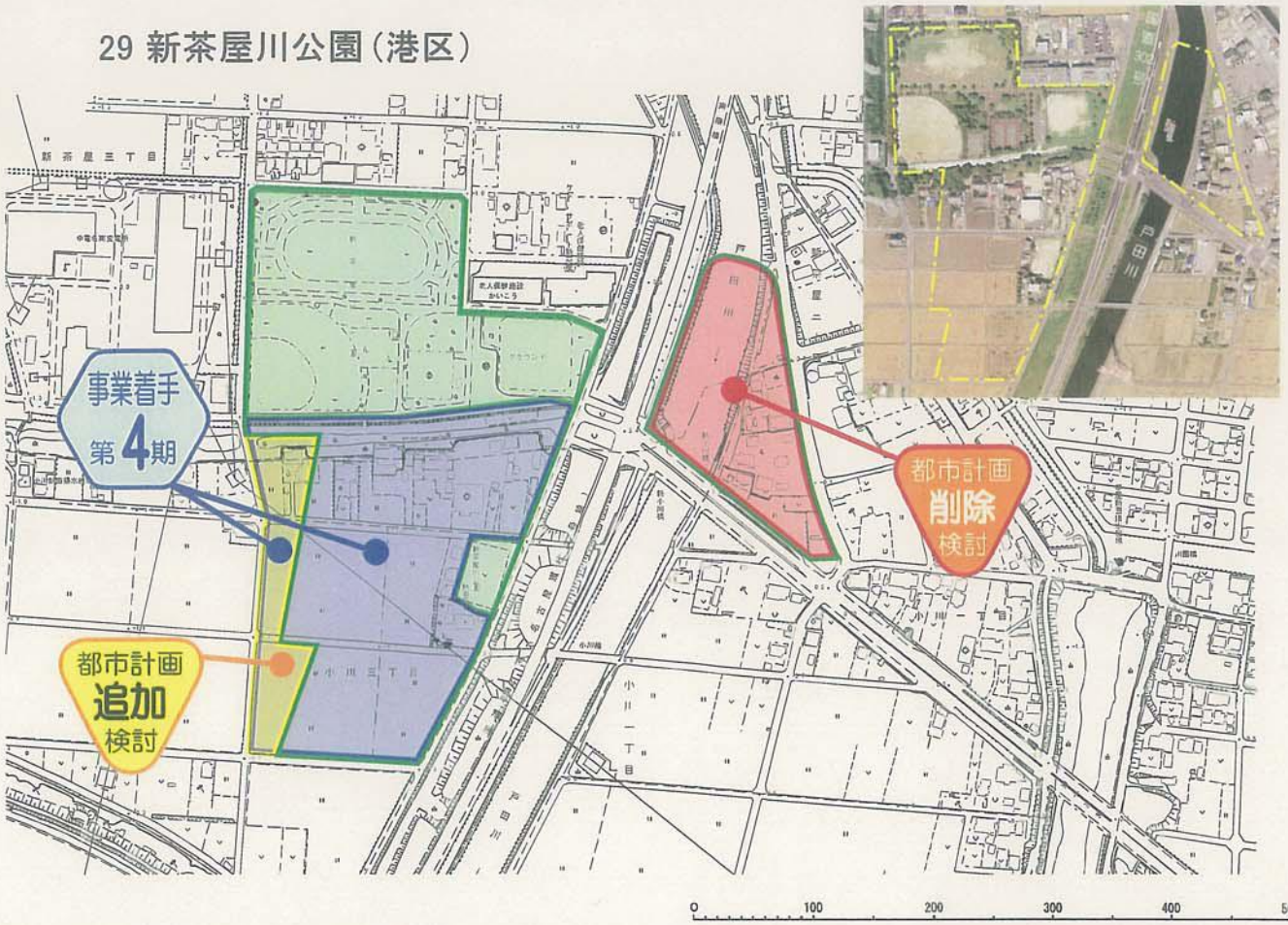

30 新海池公園（緑区）

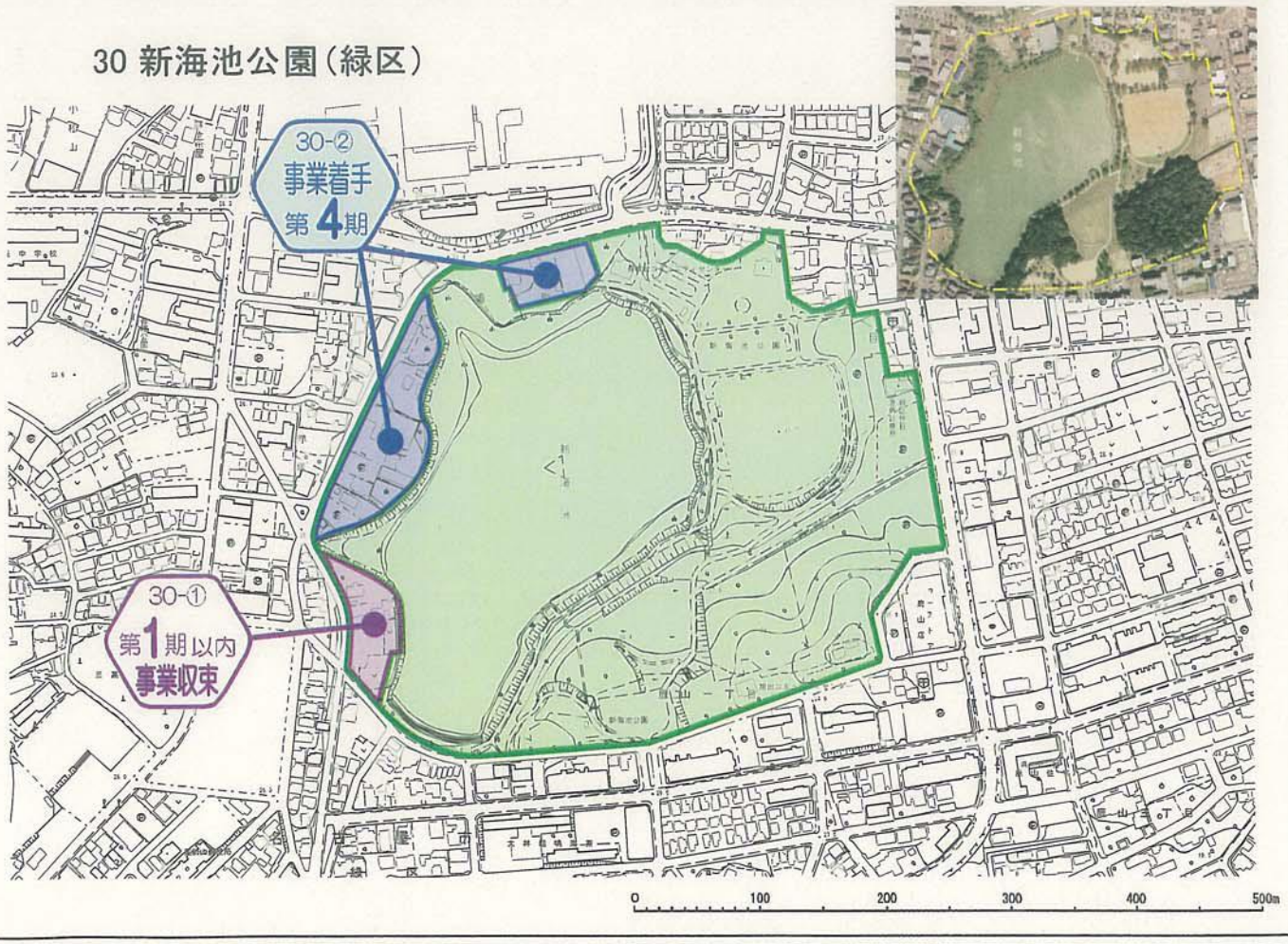

31 熊野公園（緑区）

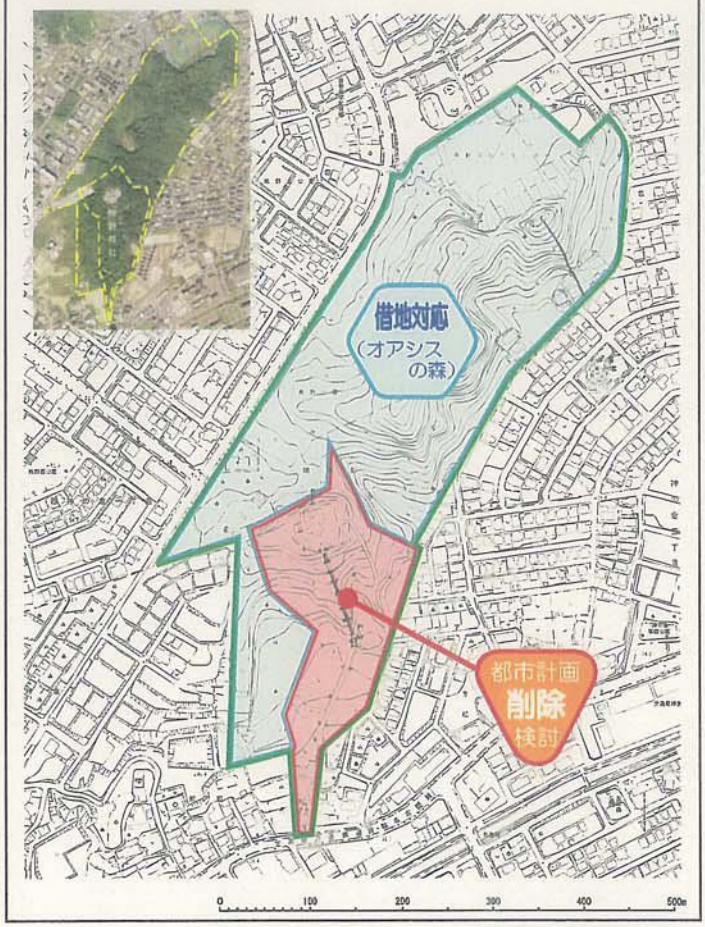

32 氷上公園（緑区）

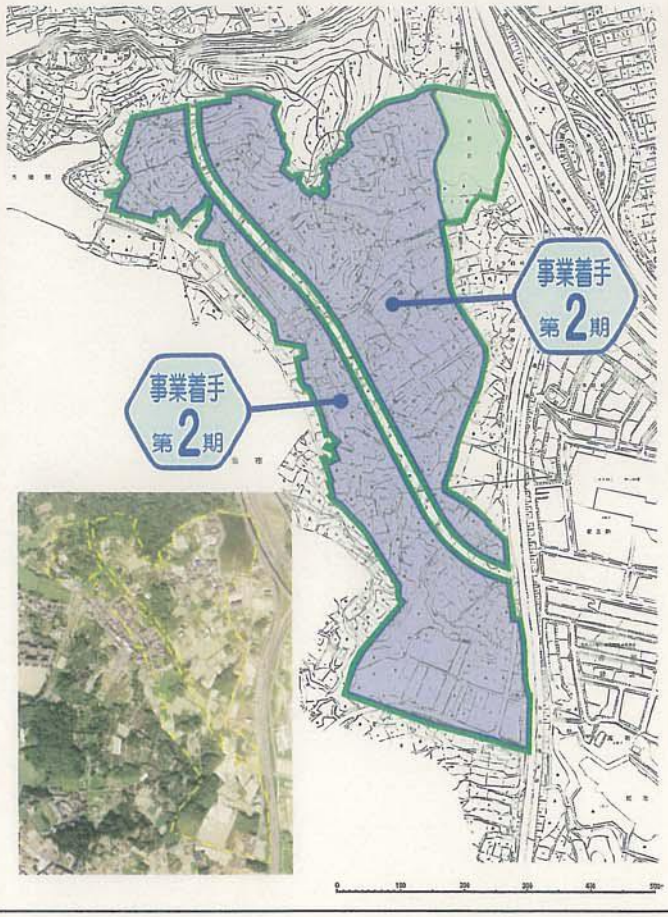

33 明徳公園（名東区）

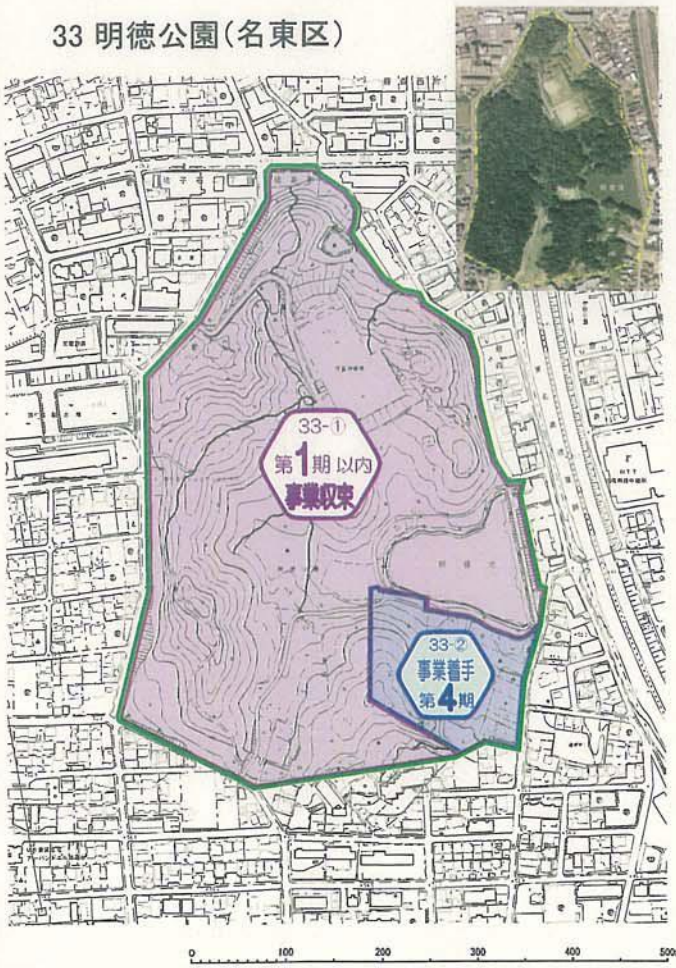

34 天白公園（天白区）

35 戸田川緑地
（中川区・港区）

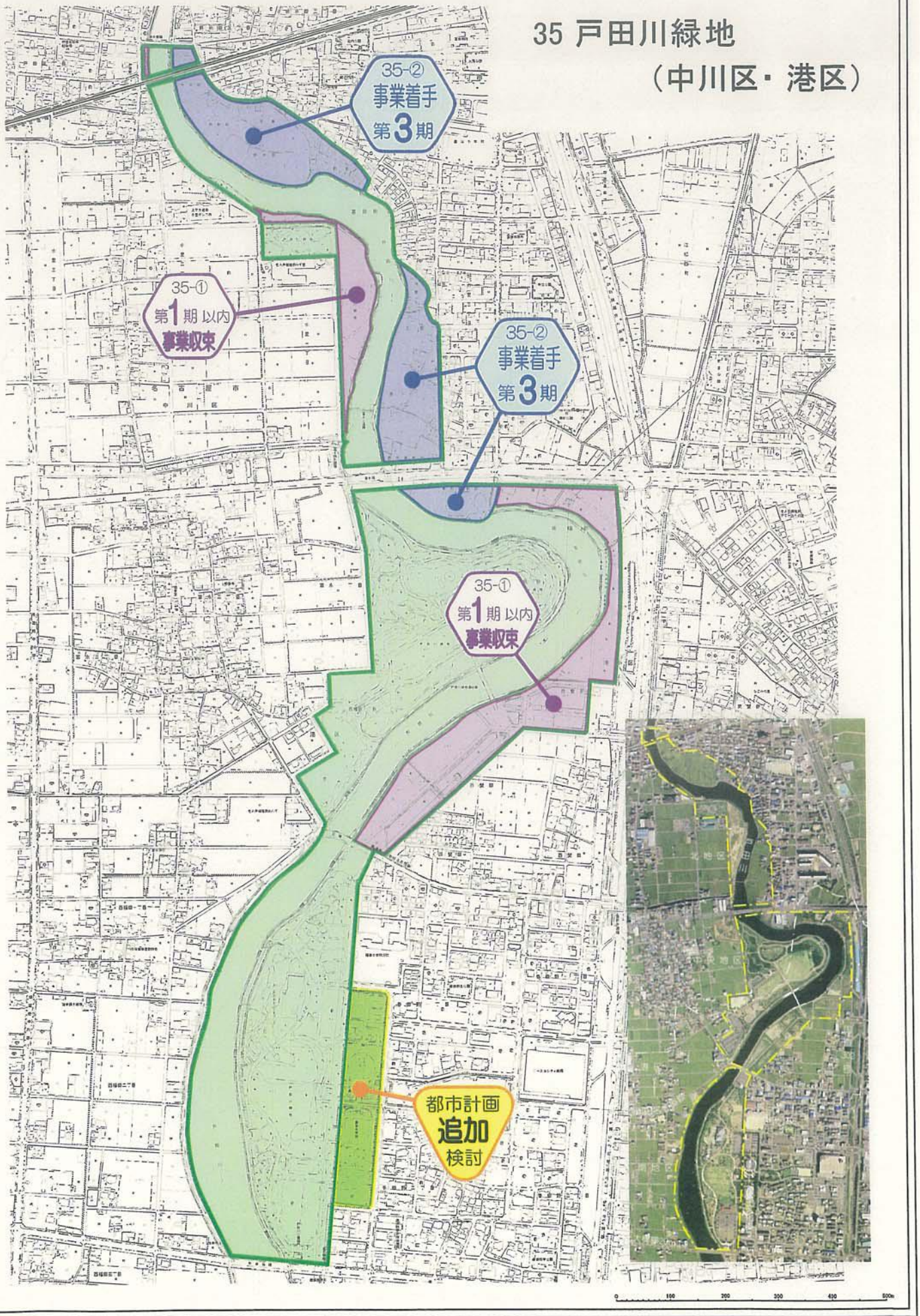

36 庄内緑地（西区）

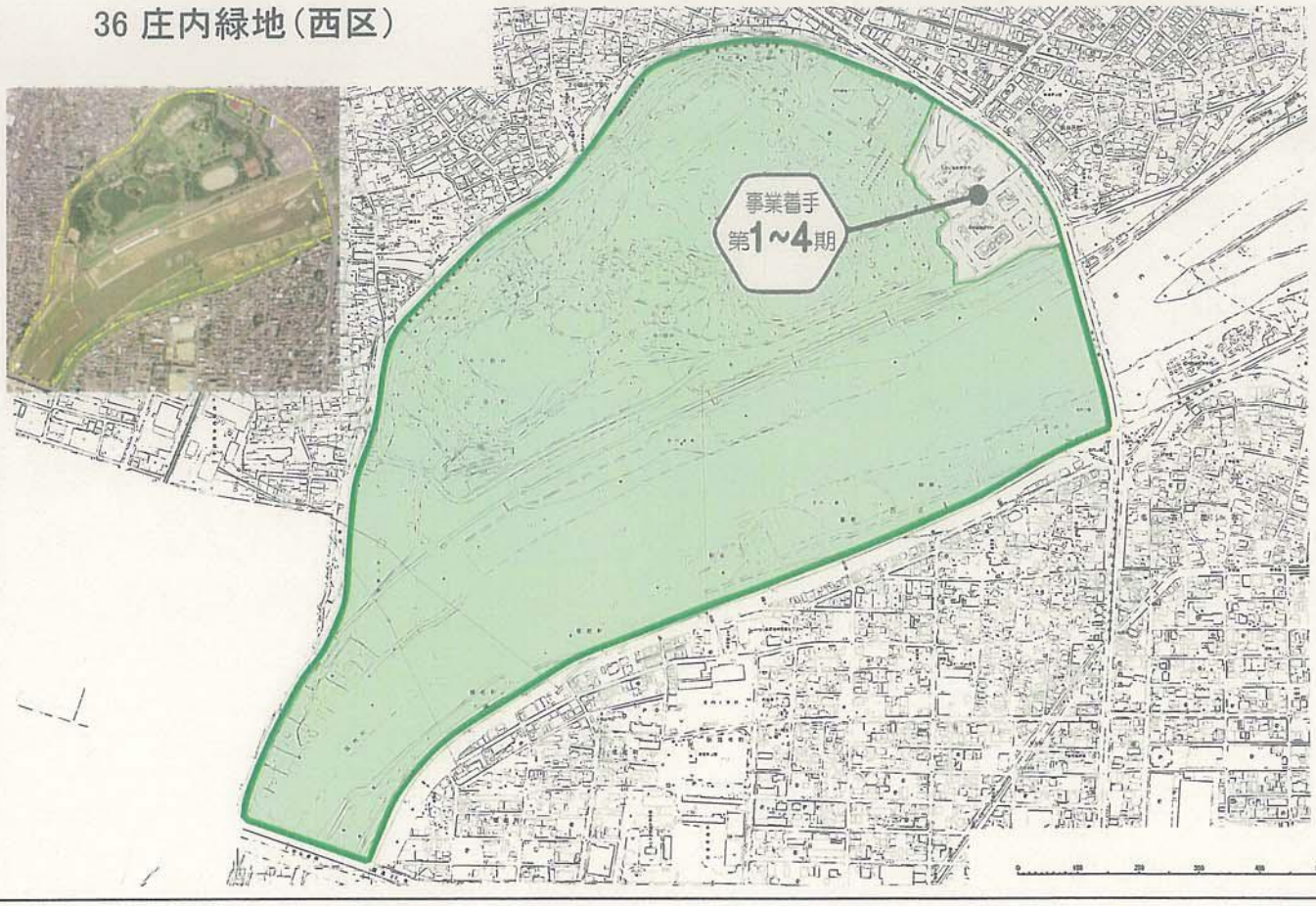

37 勅使ヶ池緑地（緑区）

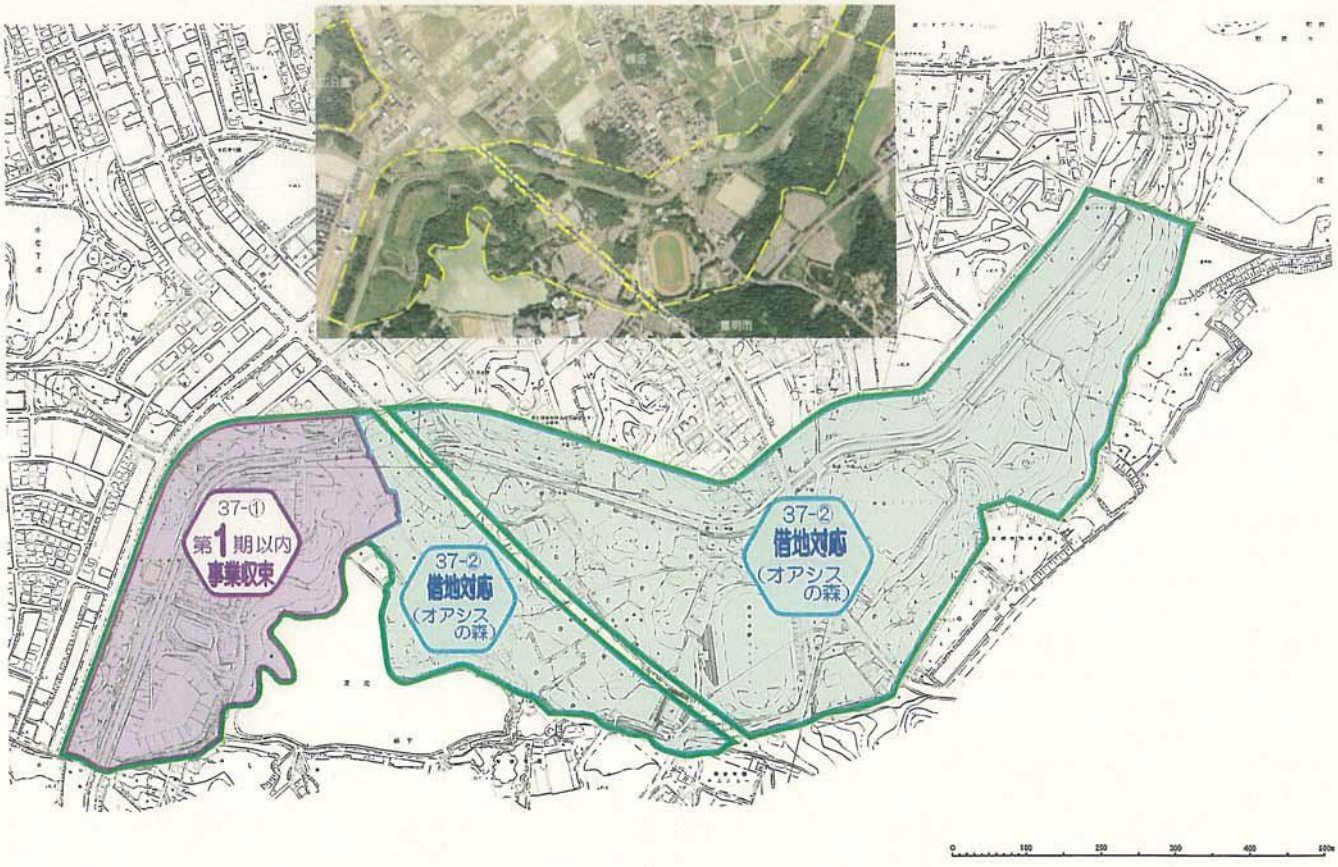

38 猪高緑地（名東区）

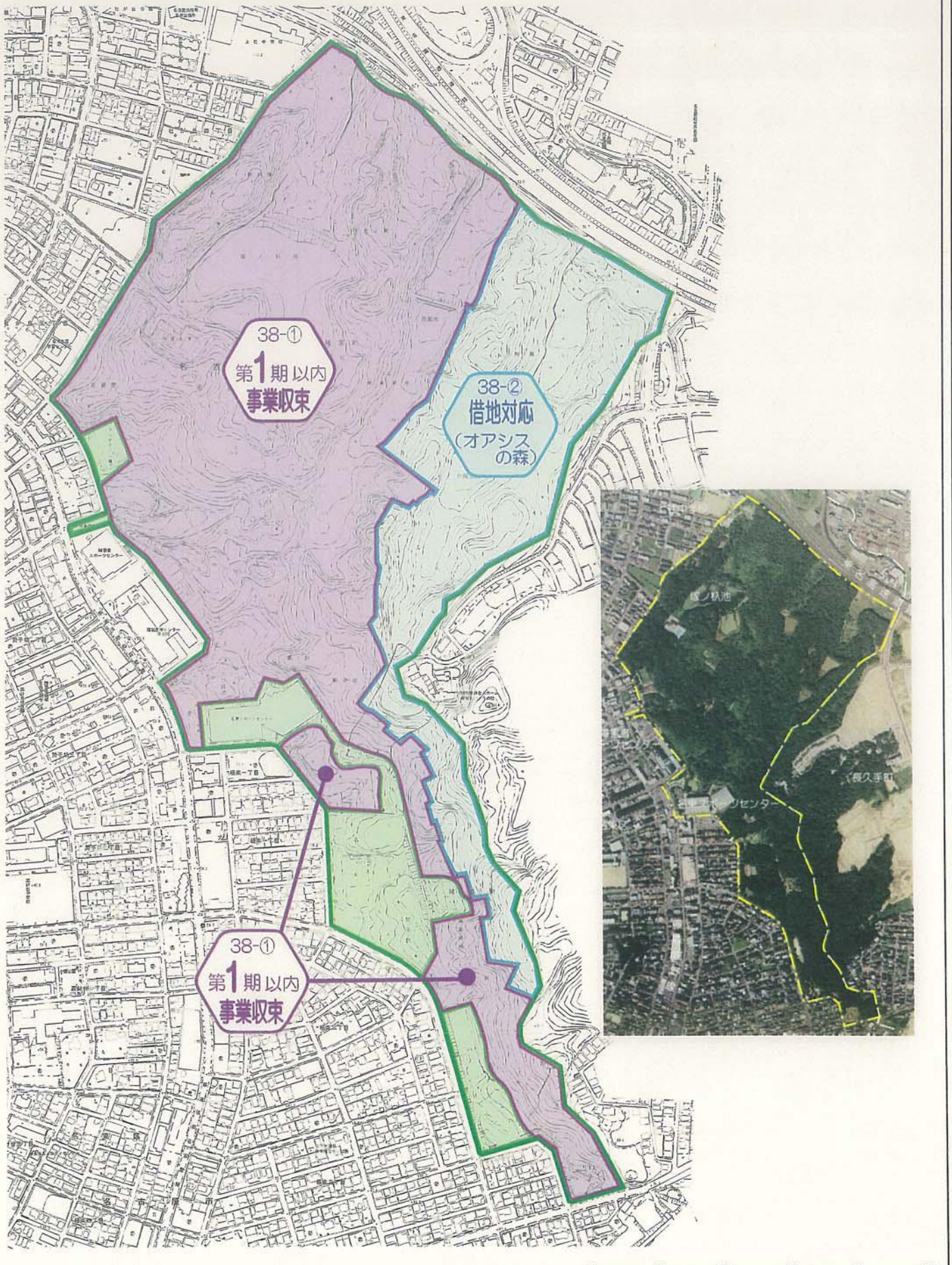
38-①
第1期以内
事業収束
38-②
借地対応
（オアシスの森）
38-①
第1期以内
事業収束
塚ノ杁池
長久手町
0
100
200
300
400
500m

39 荒池緑地（天白区）

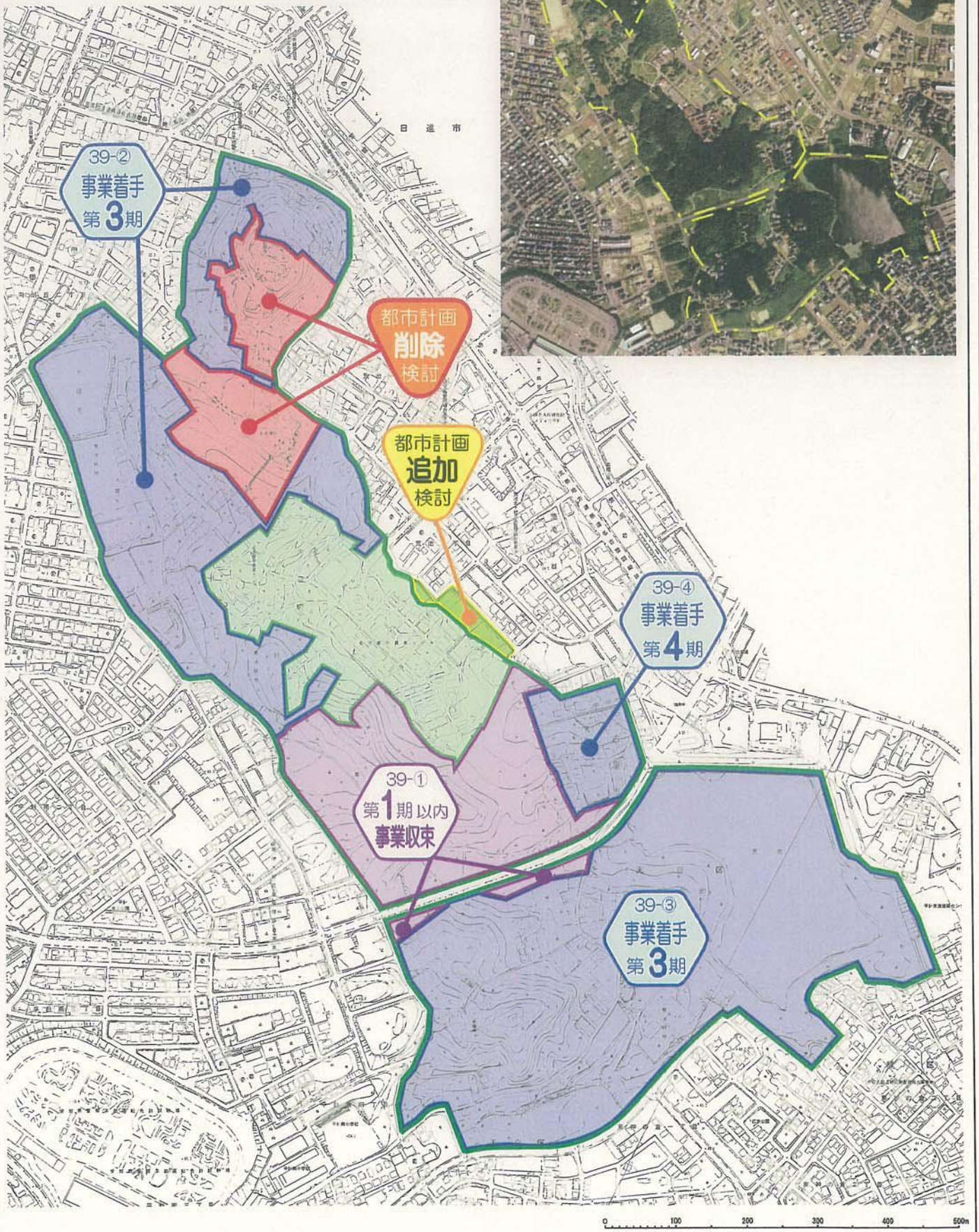
日 進 市
39-②
事業着手
第3期
都市計画
削除
検討
都市計画
追加
検討
39-④
事業着手
第4期
39-①
第1期以内
事業収束
39-③
事業着手
第3期
0
100
200
300
400
500m

40 相生山緑地（天白区）

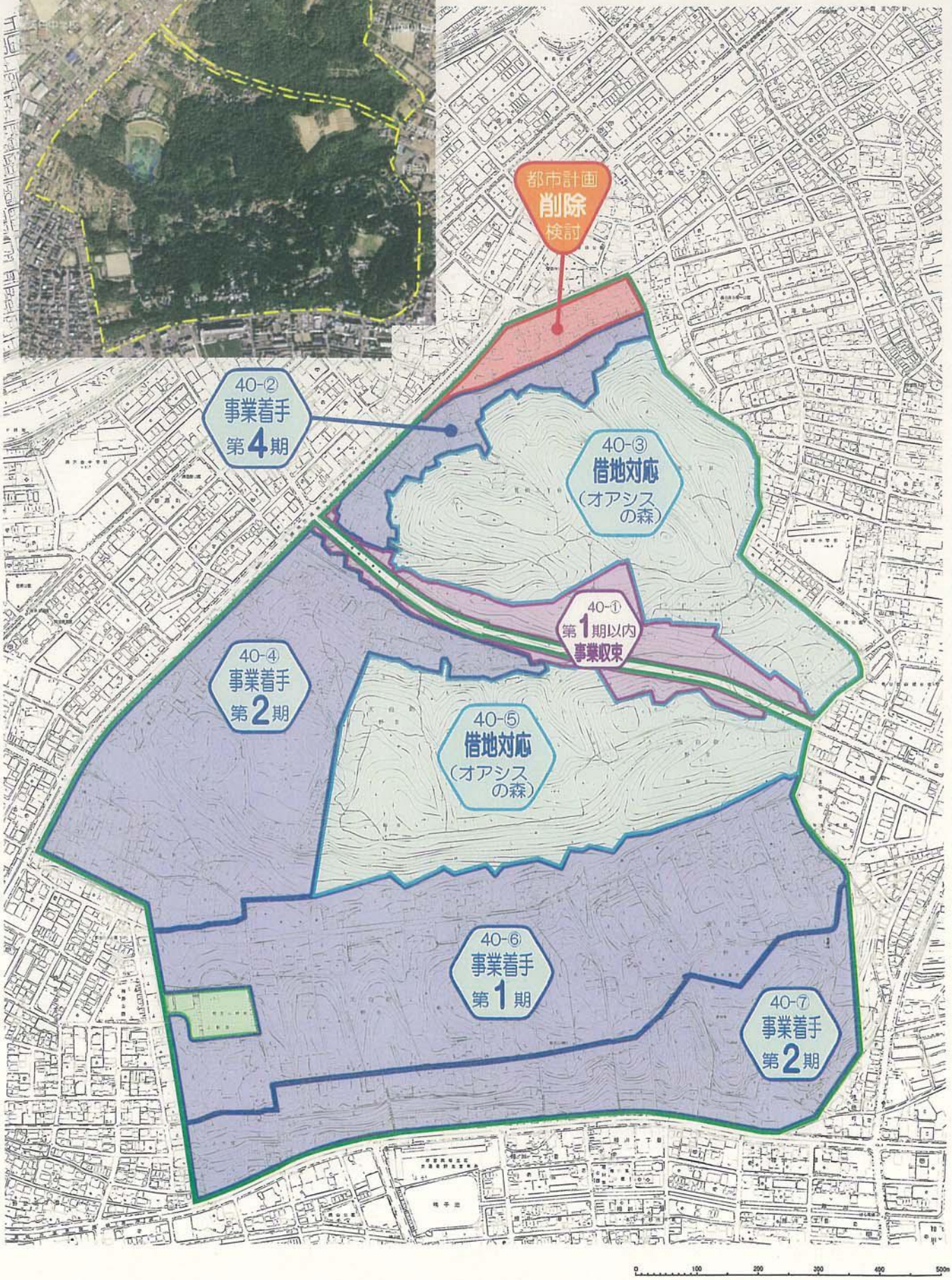
都市計画
削除
検討
40-②
事業着手
第4期
40-③
借地対応
（オアシス
の森）
40-①
第1期以内
事業収束
40-④
事業着手
第2期
40-⑤
借地対応
（オアシス
の森）
40-⑥
事業着手
第1期
40-⑦
事業着手
第2期
0
100
200
300
400
500m

都市計画の見直し理由一覧

公園名		検討内容	見直し理由
4	北屋敷公園	削除	宅地化の進行区域の削除
6	鳴海公園	追加	一体的利用が効果的な施設（都市公園等）の編入
		削除	都市施設（道路）との不整合箇所の修正
10	昭和橋公園	削除	宅地化の進行区域の削除
11	松蔭公園	追加	一体的利用が効果的な施設（都市公園等）の編入
		削除	都市施設（道路）との不整合箇所の修正
12	松葉公園	削除	宅地化の進行区域の削除
13	富田公園	追加	地域のまちづくり（土地区画整理事業）に伴う区域の追加
14	土古公園	削除	宅地化の進行区域の削除
15	多加良浦公園	削除	近隣での同等の機能・規模を持つ用地の取得の見込みによる縮小、宅地化の進行区域の削除、都市施設（道路・堤防）との不整合箇所の修正
16	船頭場公園	削除	宅地化の進行区域の削除
17	呼続公園	削除	緑を保全する制度（特別緑地保全地区）の活用、宅地化の進行区域の削除
19	桶狭間公園	削除	緑を保全する制度（特別緑地保全地区）の活用
20	細根公園	追加	区域の不明確箇所の修正
		削除	宅地化の進行区域の削除
24	瑞穂公園	削除	緑を保全する制度（特別緑地保全地区）の活用、宅地化の進行区域の削除
25	東山公園	追加	地域のまちづくり（土地区画整理事業）に伴う区域の追加
		削除	宅地化の進行区域の削除
27	中村公園	削除	宅地化の進行区域の削除
29	新茶屋川公園	追加	区域の不明確箇所の修正
		削除	宅地化の進行区域の削除
31	熊野公園	削除	緑を保全する制度（特別緑地保全地区）の活用
35	戸田川緑地	追加	一体的利用が効果的な施設（都市公園等）の編入
39	荒池緑地	追加	地域のまちづくり（土地区画整理事業）に伴う区域の追加
		削除	緑を保全する制度（特別緑地保全地区）の活用
40	相生山緑地	削除	宅地化の進行区域の削除

Ⅵ. 検討経緯

・市民アンケートの実施

平成 17 年 8 月に市政アンケート「公園緑地の整備について」を行いました。

・名古屋市緑の審議会による答申

平成 17 年 11 月から平成 18 年 11 月にかけて計 10 回に及ぶ審議会と専門部会が開催され、「これからの公園緑地のあり方ー長期未整備公園緑地についてー」の答申を受けました。

・パブリックコメントの実施

上記の答申を踏まえ、「都市計画の見直し検討（案）と整備プログラム（案）」の策定を行い、平成 19 年 9 月から平成 19 年 10 月にかけて市民意見の募集を行いました。

Ⅶ. 今後のスケジュール

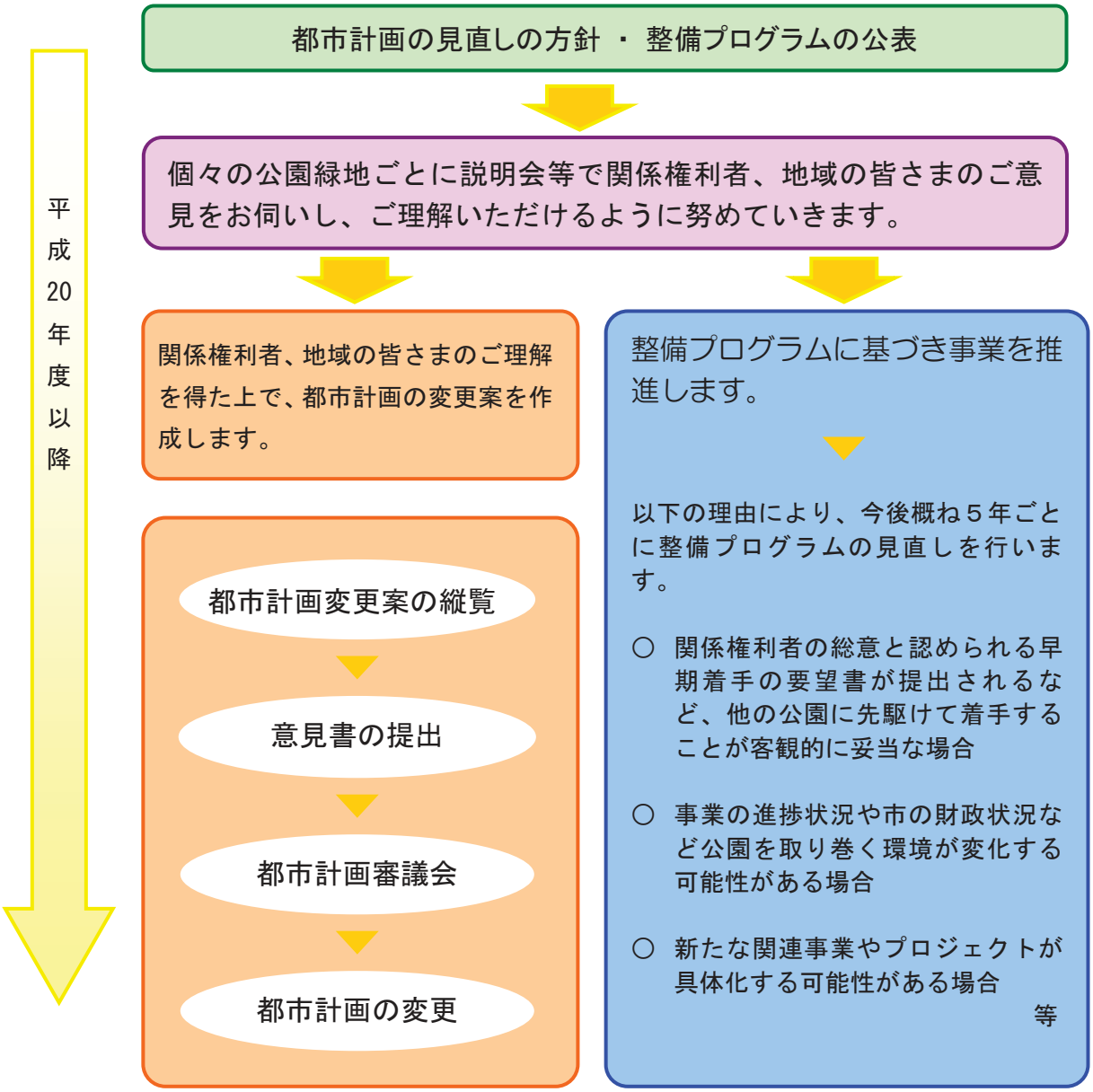

長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム

平成２０年３月

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課 緑地計画係
名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地施設課 建設係

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
TEL：都市計画の見直しについて　052-972-2714
　　整備プログラムについて　　052-972-2486
FAX：052-972-4164
メールアドレス：a2714@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp